

平成25年度予算概算要求に係る政策アセスメント

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、平成25年度予算概算要求等にあたって、26件の施策について政策アセスメント（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等を対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する費用と効果等について説明し、有効性については、導入しようとする施策等の実施が目的、目標を実現する上で、どの程度効果的であるかを説明する。さらに、事後検証又は事後評価の実施方法及び時期を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成25年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る26の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

政策アセスメント 施策一覧(平成25年度予算概算要求等関係)

施策等名		
政策目標2. 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
1	超小型モビリティの導入促進(仮称)	1
2	農のあるまちづくり推進事業の創設	4
政策目標3. 地球環境の保全		
3	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進	7
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減		
4	降灰警報の発表	10
5	下水道総合地震対策事業の拡充	13
6	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設	16
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
7	鉄道施設の耐震対策の推進	19
8	情報管理の強化	22
9	津波防災対策の推進	25
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
10	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進	27
11	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成	30
12	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設	34
13	東南アジア・訪日100万人プランの展開	37
14	観光地域ブランド確立支援事業の創設	40
政策目標7. 都市再生・地域再生の推進		
15	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進	43
16	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援	46
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
17	社会資本の適確な維持管理・更新の推進	49
18	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進	52
19	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進	56
20	不動産証券化を活用した地域活性化の推進	58
21	防災パッケージの推進	60
22	海洋産業の戦略的育成のための総合対策	63
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
23	広域的地域間共助推進事業の創設	66
24	離島活性化交付金(仮称)の創設	70
政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
25	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設	73
政策目標12. 国際協力、連携等の推進		
26	海外における鉄道新線建設調査事業の創設	76

政策アセスメント評価書（個票）

施策等			
担当課	・局・課	担当課長名	課長
施策等の概要	対象施策等の内容を簡潔かつ明確に記載。 予算関係、税制関係、法令関係等の区別を明確に記載。		
施策等の目的	対象施策等の目的を簡潔かつ明確に記載。		
政策目標	どの政策目標の実現に資するかを明記。		
施策目標	どの施策目標の実現に資するかを明記。		
業績指標	どの業績指標に関連するかを明記。		
検証指標	関係する業績指標がない場合、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に明らかにするために設定。		
目標値	業績指標又は検証指標の目標値を記載。		
目標年度	業績指標又は検証指標の目標年度を記載。		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 目標と現状のギャップを明示。</p> <p>ii 原因の分析 ギャップが生じている原因を分析。</p> <p>iii 課題の特定 目標を達成するためには、現在のシステムの見直しや改善が必要であること（＝政策課題）を明示。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 政策課題を解決するための具体的手法・手段を提示。</p>		
社会的ニーズ	対象施策等が社会や国民等のニーズに適っていることを説明。		
行政の関与	行政の関与の必要性を説明。		
国の関与	国の関与の必要性を説明。		

政策アセスメント評価書（個票）

施策等の効率性		
本案	費用	対象施策等の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	対象施策等の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	対象施策等の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
代替案	概要	対象施策等以外の選択肢（代替案）設定し、その内容を説明。
	費用	代替案の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	代替案の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	代替案の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
本案と代替案の比較		対象施策等と代替案の比較を可能な限り定量的に記載。
施策等の有効性		施策等の実施による効果が、業績指標又は検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ・関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ ・目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ・政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 ・事後評価又は事後検証の実施方法及び時期 等

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	超小型モビリティの導入促進（仮称）		
担当課	自動車局 環境政策課	担当課長名	課長 板崎 龍介
施策等の概要	<p>小型・低コストの電気自動車である超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物である。</p> <p>その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等の主導による先導導入や試行導入の優れた取り組みを重点的に支援する。</p> <p>（予算関係） 【予算要求額 601百万円】</p>		
施策等の目的	新たなカテゴリーの乗り物である超小型モビリティについて、地方自治体や観光・流通関係事業者等の主導による先行・試行導入を加速させることで、成功事例の創出及び広範な国民理解の醸成を図り、その普及を促進することで、生活や移動の質を向上、低炭素・集約型まちづくりの加速に加え、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等への貢献を果たす。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	5 快適な道路環境等を創造する		
業績指標	22 新車販売に占める次世代自動車の割合		
検証指標	—		
目標値	15%		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>小型電気自動車である超小型モビリティは、地域の手軽な移動手段であり、ゼロエミッション自動車（走行中にCO₂やNO_x、粒子状物質等を排出しない自動車）として環境性能が特に優れていることから、その普及が期待されるが、地域交通への導入は未だ限定的。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>電気自動車には、導入コストの高さや航続距離、充電施設等の制約がある。また、超小型モビリティは、これまでにないカテゴリーの乗り物であるため、国民的理解が十分に得られていない中での地域交通への導入には困難を伴う。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>「原因の分析」にあるとおり導入への制約があるが、コミュニティ輸送や観光地エリア内の輸送等、限定されたエリア内で運行する形態は導入適性があり、導入コストの低減と先駆的事業例の周知が図られれば、他の地域への導入誘発とともに国民的理解の醸成が期待できる。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>超小型モビリティの導入を誘発し、成功事例を創出するような事業者・地域等による先導・試行導入の事業計画を公募し、外部有識者により評価の上、優れた計画を選定して重点的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○超小型モビリティの導入 補助率：車両本体価格の1/2 ○充電施設の導入 補助率：導入費用の1/2 ○実証実験及び導入効果検証の実施 補助率：実験費用及び導入効果検証費用の1/2
社会的ニーズ	「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」においても「グリーン成長戦略：次世代自動車での世界市場獲得」「国土・地域活力戦略：集約型のまちづくりや次世代型生活への対応」において超小型モビリティの導入が掲げられる等、運輸分野からのCO ₂ 排出のうち約9割を占める自動車交通分野におけるCO ₂ 削減や、我が国が直面する課題解決による新たな成長産業の創出・新しいまちづくりモデルの確立・普及は、喫緊の社会的課題となっている。
行政の関与	ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた超小型モビリティは、導入コストや航続距離、充電施設等の制約がある。また、国民的理解の醸成が十分ではない新たなカテゴリーの乗り物である超小型モビリティの地域交通への導入には困難が伴うことから、運送事業者等の自主努力のみでは早期かつ大量普及させることが困難であり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	本施策は「社会的ニーズ」にあるとおり「日本再生戦略」において示された施策に明確に位置づけられているものであり、国が関与すべき施策である。 また、本施策は地球温暖化対策（環境問題）としての位置づけも有することから、特定の地域のみに関連した施策ではないことからも国が関与すべき施策である。

施策等の効率性	
本案	費用 601百万円（平成25年度予算要求額）
	効果 導入コストの高さや航続距離、充電施設等の制約等によって、地域交通への導入が進みにくい超小型モビリティの導入成功事例の蓄積により、広範な国民理解の醸成を図り、その普及を促進することで、生活や移動の質を向上、低炭素・集約型まちづくりの加速に加え、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等への貢献を果たす。

	比較	新たな交通手段である超小型モビリティの活用について、低炭素型まちづくりとの連携や地域・事業者間での連携により、先導・試行導入を検討する取り組みを行う地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等を支援することにより、地域交通への超小型モビリティの円滑な導入が図られることに加え、具体的な事例を周知することにより、他地域での普及が促進することから投入費用に対して高い効果が得られることが期待される。
代替案	概要	超小型モビリティの製造者側に対する支援を行うことにより、地域交通への導入促進を図る。
	費用	本案と同額と仮定する。
	効果	製造者側に対する支援により、超小型モビリティの価格低減や性能向上が期待できる。
	比較	超小型モビリティの価格低減や性能向上は期待されるが、国民的理解が不十分な中での無秩序な導入により、地域交通における混乱や事故の発生等が懸念されるため、投入費用に対する効果は限定的である。
本案と代替案の比較		代替案に示した製造者側に対する支援は、超小型モビリティの価格低減や性能向上が期待されるが、地域交通への円滑な導入においては、無秩序な導入による地域交通の混乱や事故の発生等が懸念されることから、低炭素型まちづくりとの連携や、地域・事業者間での連携により、先導・試行導入を検討する取組に対する支援を行う本案に比べ、代替案で解決できる課題は限定的なものとなる。
施策等の有効性		ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた超小型モビリティの地域交通への円滑な導入により、電気自動車の導入が加速度的に普及することにより、自動車交通分野におけるCO2削減に貢献することとなる本施策は、業績指標の達成に直接寄与することから、有効である。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」において「グリーン成長戦略：次世代自動車での世界市場獲得」「国土・地域活力戦略：集約型のまちづくりや次世代型生活への対応」において超小型モビリティの導入が掲げられている。 ・平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。

【No. 2】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	農のあるまちづくり推進事業の創設		
担当課	都市局公園緑地・景観課 都市計画課	担当課長名	課長 舟引 敏明 課長 和田 信貴
施策等の概要	<p>都市構造の集約化を進めるにあたり、防災機能等都市農地の有する機能を踏まえた地域との連携による取組等を通じ、都市における貴重なオープンスペースとして都市農地を保全・活用する「農のあるまちづくり」を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：110百万円】</p>		
施策等の目的	防災機能等都市農地の有する機能を踏まえた地域との連携による取組等の推進手法を構築することにより、都市構造の集約に伴う土地管理コントロールにおいて、貴重なオープンスペースである都市農地の的確な保全と活用を図る。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
業績指標	一		
検証指標	三大都市圏の特定市における生産緑地の面積		
目標値	13,500ha		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>今後、人口減少・高齢化社会を迎え、都市構造の集約化を進めていくにあたり、集約する地域及びその周辺部において貴重なオープンスペースとなる都市農地の保全・活用を通じ、地域と連携したまちづくりを進める必要があるが、三大都市圏特定市（※）における生産緑地の面積は、平成4年以降ほぼ横ばい（約6%減）、生産緑地以外の市街化区域内農地（宅地化農地）は減少傾向（概ね半減）となっている。</p> <p>※三大都市圏特定市：三大都市圏域に存在する政令指定都市及び三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域を含む市（東京都の特別区を含む。）</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>生産緑地については、営農継続要件と行為制限に伴う税制特例等の措置により、概ね保全が図られているが、高齢化に伴う後継者不足等により、今後減少が予想される。一方、宅地化農地については、宅地等への転用が進んできた結果として大幅に減少している。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>都市農業の後継者不足や税負担等により、都市農業者にとって営農の継続が困難となるケースが見られることから、都市農地の所有者だけでなく、地域の多様な関</p>		

	<p>係者と連携した、都市農地の保全・活用を通じたまちづくりの手法を構築する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>地域との連携による都市農地の保全・活用を通じたまちづくりとして、「農のあるまちづくり」の手法を構築し、まちづくり計画に基づく、防災協力農地等としての都市農地の活用や農のある都市景観の形成等に関する実証事業等の実施を通じ、その普及・展開を図る。</p>
社会的ニーズ	都市農地は、都市に残されたオープンスペースとして防災機能（災害発生時の避難場所等）やヒートアイランド現象の緩和等の環境改善効果等が期待されている。また、福祉・医療施設との連携や景観形成への貢献等まちづくりの機能等を有すること、農への関心の高まり等から、都市農地の保全に対する住民のニーズは高くなっている。
行政の関与	都市農地の保全・活用に当たっては、都市毎に異なる地域性への配慮や立地特性への留意、都市農家や都市住民を含む多様な関係者との協働等、地域の実情に応じた取組の推進が必要であり、地方公共団体の関与が不可欠。
国の関与	国として方向性を打ち出している都市構造の集約化の観点から、都市農地のオープンスペースとしての保全・活用に関する取組手法について全国的に普及・展開する。また、成果を踏まえて都市農地が関係する諸制度の見直しについて検討する必要性がある。

施策等の効率性			
本案	費用	110百万円（平成25年度予算要求額）	
	効果	都市農地の適切な保全・活用が図られるとともに、農のあるまちづくりに関する取組が全国において推進される。	
	比較	都市農業者や都市住民等、多様な地域の関係者との連携・協働により、都市農地が適切に保全されるとともに、農のあるまちづくりの手法が普及・展開され、都市農地を取り巻く課題が各地において解決される。	
代替案	概要	都市農地が存在することにより効果が得られる多面的機能やまちづくりの機能を代替えするため、地方公共団体等が新たに緑地等のオープンスペースを確保し、管理する。	
	費用	地方公共団体等による緑地を確保するための買入れ費用や、保全にかかる施設整備費、維持管理費等を要する。	
	効果	確保された緑地等により、多面的機能やまちづくりの機能は確保される。ただし、農体験を通じた健康増進コミュニティ形成や食料供給等、都市農地固有の機能を得ることはできない。	

	比較	新たに緑地等を買い入れる場合はその費用がかかるとともに、緑地の保全、維持管理に一定の費用が必要となる。また、都市農地の保全・活用は図られないため、都市農地固有の機能は確保されない。
本案と代替案 の比較		<p>本案を採用した場合、多様な関係者との連携・協働により、都市農地を活用したまちづくりが推進され、都市農地が適切に保全できることで、都市農地が有する多面的機能が確保される。これにより、今後取組が進む都市構造の集約化の中で都市農地の保全手法が確立し、良好な都市環境の形成が図られることが期待できる。</p> <p>代替案を採用した場合、都市の緑地が有する多面的機能やまちづくりの機能については確保されるものの、緑地の買入れや施設整備、維持管理等の費用を投じる必要がある。同時に、都市農地の保全・活用に関する措置が講じられることとなる。</p> <p>両案を比較すると、本案は、都市農地の適切な保全・活用が可能となるとともに、多様な関係者によるオープンスペース管理の仕組みを構築することが可能となる。</p>
施策等の 有効性		<p>財政が逼迫する中、また、都市構造の集約化が進められていく中で、環境保全等の機能やまちづくりの機能を発揮する都市のオープンスペースの確保と適正な管理は全国的な課題である。</p> <p>本施策を実施することにより、都市のオープンスペースとしての都市農地の保全・活用を図ることが可能となり、その手法を全国に普及・展開することにより、全国的に取組の促進が可能となる。</p>
その他特記 すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市計画制度小委員会において、都市農地に関する議論も進められているところ。 ○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施予定。

【No. 3】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進		
担当課	都市局まちづくり推進課	担当課長名	課長 清瀬 和彦
施策等の概要	拡散した、又は拡散しようとする都市機能を集約地域（低炭素まちづくり計画に位置づけ）に集約する先導的な取組に対する支援を行う。（予算関係） 【予算要求額：800百万円】		
施策等の目的	市街地における都市機能の集約化を促進することにより、低炭素まちづくりの早期実現を図る。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	一		
検証指標	コンパクトシティ形成支援事業に取り組む都市数		
目標値	50都市		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 我が国は人口減少局面に入った今、市街地の空洞化が進み、これまでの都市のスプロール化等の拡散型都市構造の問題が顕在化しつつある。</p> <p>ii 原因の分析 右肩上がりの人口増加、住宅宅地需要及び経済等を前提とした都市政策から、人口減少社会に対応した都市の縮小に対する都市政策への方向転換が不十分。</p> <p>iii 課題の特定 都市政策の転換に関する具体的動きを伴う制度を措置することにより、方向転換を明示し、国民的理解を促す必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 下記の取組に対し支援（補助）を行う。 (1) 医療及び社会福祉施設等の集約地域への立地の促進 (2) 集約地域の未利用地の有効活用及び空家等がもたらす外部不経済の低減（未利用住宅・店舗の撤去や緑地整備の促進） (3) 上記取組の効果を促進する担い手の育成・支援</p>		
社会的	日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）		

ニーズ	<p>・IV. 日本再生のための具体策1. (1)①グリーン-革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト-「省エネ性能等を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現する社会を実現する。」に基づき低炭素まちづくりの促進を支援するものである。</p> <p>・IV. 日本再生のための具体策2. (2)③持続可能な活力ある国土・地域の形成「人口減少社会の中でも子育て世帯・高齢者等が健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりを進めるため、新制度の導入等により、中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせる街づくりの推進を図る」ことを掲げ、コンパクトなまちづくりを推進する旨明記されている。</p>
行政の関与	都市機能の集約化等は、まちづくりを行う行政機関の主体的な関与が必要不可欠。
国の関与	本政策課題は、国、地方公共団体がそれぞれの役割分担のもとに、区別なく早急に対応していくべき全国的な課題であり、国はそのコンセプトやガイドライン等を補助金の交付を通じて示すべきである。

施策等の効率性			
本案	費用	800百万円（平成25年度予算要求額） (1)医療及び社会福祉施設等の集約地域への立地の促進 (2)集約地域の未利用地の有効活用及び空家等がもたらす外部不経済の低減 (未利用住宅・店舗の撤去や緑地整備の促進) (3)上記取組の効果を促進する担い手の育成・支援	
	効果	都市機能の集約化により、都市の利便性が向上され、公共施設・インフラの維持管理コストが削減されるとともに、都市の低炭素化を図ることが可能。	
	比較	都市機能の集約化を図る取組が全国的に広がるとともに、国も含めた関係者の連携による、より効果的な取組の推進が期待される。	
代替案	概要	国は中心市街地活性化基本計画等に基づく支援等、従来の支援策に委ねる。	
	費用	従来の支援に基づく国費を投入。	
	効果	都市機能の集約化に関する取組を今まま市町村に委ねることとなるが、現在の都市政策を大きく方向転換する取組であるため、負担が過大となる可能性があるとともに、市町村の取組として効果が限定的になってしまう。	
	比較	従来支援に基づく国費が必要で、効果は限定的。	
本案と代替案の比較	代替案については、中心市街地活性化の観点からの補助であり、積極的な都市機能の集約化を支援しているものではないため、都市機能の集約化の取組は、地公体の取組に委ねられ、効果は限定的である。一方、本案については、都市機能の集約化を促進するための課題解決等のノウハウを構築し、全国に広く普及させることが可能となるため、代替案と比較した場合、非常に効果的に本取組を普及させることが可能となる。		

施策等の有効性	市街地の空洞化、拡散型都市構造の問題の顕在化に対応し、都市機能の集約化に対する積極的な支援策として、日本再生戦略に位置付けられた省エネ性能等を有するコンパクトなまちづくりを推進する上で有効である。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・IV. 日本再生のための具体策1. (1)①グリーン-革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト-「省エネ性能等を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現する社会を実現する。」に基づき低炭素まちづくりの促進を支援するものである。 ・IV. 日本再生のための具体策2. (2)③持続可能な活力ある国土・地域の形成「人口減少社会の中でも子育て世帯・高齢者等が健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりを進めるため、新制度の導入等により、中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせる街づくりの推進を図る」ことを掲げ、コンパクトなまちづくりを推進する旨明記されている。 ○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 4】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	降灰警報の発表		
担当課	気象庁地震火山部管理課	担当課長名	課長 上垣内 修
施策等の概要	噴煙の高度を正確・迅速に算出する噴煙観測システムを整備する。（予算関係） 【予算要求額：62百万円】		
施策等の目的	噴煙観測システムにより得られる噴煙高度データを、平成26年度以降の導入を計画している降灰警報の基礎データとし、また、既存の降灰予報の精度向上にも資する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	噴煙観測システムにより噴煙高度を推定する火山数		
目標値	47火山		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>噴火により放出された火山灰は、降灰として降り積もって交通、産業、農業、人体等へ重大な影響を与える。降灰に見舞われる前から必要な対応をとり被害を防止・軽減するためには、降灰に関する迅速かつ正確な情報の発表が効果的である。</p> <p>このため、気象庁では噴火時等に降灰予報を発表しているが、現在の降灰予報は降灰範囲の予想はしているが、事前対策を支援する情報として、どの程度の量の火山灰が降るかの予想（量的降灰予報）も行う必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>量的降灰予報を行うためには、噴火により放出された火山灰の量を正確に見積もる必要がある。噴火時の噴煙高度を推定できれば、火山灰の量を見積もることが可能である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>火山噴火時に速やかに、かつ正確に噴煙高度を推定するための設備を導入する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>遠望カメラによる火山噴火時の噴煙画像から、噴煙高度を解析・算出する噴煙観測システムを整備する。</p>		
社会的ニーズ	平成23年1月下旬の霧島山新燃岳の噴火、平成21年末からの桜島の活発な噴火活動、平成16年の浅間山の噴火等において、周辺市町村に多量の降灰をもたらし、家屋		

	破損、交通障害、農業被害等の被害が発生した。また、富士山の噴火による首都圏への降灰被害も懸念されている。これらの被害を防止・軽減するための情報提供に対する社会的ニーズは大きい。
行政の関与	火山噴火は国民の安心・安全に影響を及ぼすものであり、行政が責任を持って被害の防止・軽減につながる情報を提供する必要がある。
国の関与	降灰予報を提供するためには、火山周辺への観測機器の設置、火山活動の分析、予測等を速やかに行う必要がある。当該知見・施設を有しているのは気象庁のみであることから、地方ではなく気象庁が国の責務として実施する必要がある。
施策等の効率性	
本案	費用 62百万円（平成25年度予算要求額）
	効果 噴煙高度を速やかに、かつ正確に推定することができ、これを基に、量的降灰予報及び降灰警報に必要な噴火時の火山灰放出量を精度良く見積もることが可能となる。これにより、降灰に対する事前対策を支援する情報を適時・的確に発表することができ、降灰による被害の防止・軽減につながる。
	比較 例えば、1707年富士山宝永噴火を想定した降灰によるライフラインや農作物等の被害は1兆円を超え、目や気管支の異常等の健康障害は最大1千万人を超えると想定されている（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）被害想定結果から積算）。このように想定される莫大な被害を防止・軽減できる。
代替案	概要 現行の火山遠望観測装置※を改修して、本案にある噴煙観測システムと同等の機能を持たせるようとする。 ※遠望カメラの映像をオンライン収集・画面表示するシステム。
	費用 559百万円 (平成21年度火山遠望観測装置の更新及び機能強化時に要した予算額)
	効果 本案と同じ。
	比較 本案と同じ。
本案と代替案の比較	火山噴火時に速やかに、かつ正確に噴煙高度を推定することの効果は同じであるが、既存のシステムを改修する代替案の方が費用が割高となることから、本案の方が優れている。

施策等の有効性	<p>①対象施策等の効果 噴煙観測システムを整備することにより、噴煙高度を速やかに、かつ正確に推定することができ、これを基に、量的降灰予報及び降灰警報に必要な噴火時の火山灰の放出量を精度良く見積もることが可能となる。これにより、降灰に対する事前対策を支援する情報を適時・的確に発表することができ、降灰による被害の防止・軽減につながる。</p> <p>②関連する業績指標等との関係 噴煙観測システムを整備することにより、遠望カメラが設置されている火山が噴火した際の噴煙高度をより正確に推定することができるようになる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央防災会議防災対策推進検討会議報告（平成24年7月31日）には、「大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を進めるべきである。」と記載されている。 ○ 内閣府の火山防災対策の推進に係る検討会とりまとめ（平成24年3月）には、「火山灰による影響・被害を最小限に抑えるためにも、広域火山灰の監視・観測体制の確立及び関係機関や住民等への警報等を含めた火山灰に関する情報提供のあり方・・・（中略）・・・についての検討が必要である。」と記載されている。 ○ 平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

【No. 5】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	下水道総合地震対策事業の拡充		
担当課	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 塩路 勝久
施策等の概要	<p>大規模地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域※における下水道管渠の耐震化を交付対象に加えるなど下水道総合地震対策事業を拡充し、人口・都市機能等が集中した地区における下水道管渠の耐震化を重点的に推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：社会資本整備総合交付金の内数】</p> <p>※都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域</p>		
施策等の目的	都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化を推進し、今後発生が予測される大規模地震に緊急的・集中的に対応する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1.1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	5.4 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率		
検証指標	一		
目標値	約70%		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>今後、敷設年度が古く、経年劣化・腐食等により強度が低下した管渠が急増する見込みであり、特に老朽化した管渠が多い都市機能が集積した中心部において、こうした管渠における地震対策の重要性が高まっている。また、都市部において下水道施設機能が損なわれた場合、経済活動、住民生活への影響、当該地区に存在する官公庁等の発災時初動対応への支障、帰宅困難者の一時待機への支障等、大きな影響が生じるおそれがあるが、都市部における耐震化が遅れている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>これまでの管渠の耐震対策では、下水道施設機能として重要な管渠及び二次災害の影響が大きい管渠を優先的に実施してきたが、都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠については補助対象外であった。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>今後の発生が予測される大規模地震への備えとして、都市機能が高度に集約した地域において、国の支援のもと重点的な下水道管渠の耐震化が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化事業（当該地域と処理場を接続する場合を含む）を交付対象として位置づける。</p>
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）において、「上下水道の耐震化を推進する」とされている。 ○東日本大震災を踏まえて「都市再生基本方針」が平成23年10月7日に一部改正され、都市機能の停止、低下等の抑制及び人的被害等の最小化のため、災害に強い都市づくりを推進することが示された。 ○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、重要施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が定められており、都市部における安全・安心の確保は社会的ニーズが大きい。
行政の関与	地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、災害に強い国土・地域の構築は国として推進すべき施策である。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が有効である。

施策等の効率性			
本案	費用	社会资本整備総合交付金の内数（平成25年度予算要求額） 都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化事業を行うための事業費	
	効果	国の補助により地震対策を実施するため、速やかに事業が実施され、広範な事業実施が可能である。	
	比較	国の補助により地震対策を実施するため、事業の進捗状況の向上が見込まれ効果的である。	
代替案	概要	地方公共団体の単独事業として都市機能が高度に集約した地域における地震対策を実施。	
	費用	地方公共団体の単独財源にて都市機能が高度に集約した地域における地震対策を行うための事業費。	
	効果	地方公共団体の単独事業として地震対策を実施することにより一定の事業進捗が見込まれる。	

	比較	厳しい財政状況の中で、地方公共団体の単独事業として地震対策を実施するため、早期の事業進捗が見込まれず効果は限定的。
	本案と代替案の比較	代替案では、厳しい財政状況である地方公共団体が単独で地震対策を実施することとなるため、効果が限られる。そのため、本案にて国の補助により地震対策を実施することが効果が大きく、効率性が高い。
	施策等の有効性	本施策を実施することにより、下水道管渠の耐震化が促進され、今後予測される大規模地震時においても都市機能の継続的な確保が図られる。また、災害復旧事業で事業を実施する必要がなくなり、十分な有効性を有する。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）において、「上下水道の耐震化を推進する」とされている。 ○東日本大震災を踏まえて「都市再生基本方針」が平成23年10月7日に一部改正され、都市機能の停止、低下等の抑制及び人的被害等の最小化のため、災害に強い都市づくりを推進することが示された。 ○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、重要施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が定められている。 ○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「下水管きょ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進」が掲げられている。 ○平成28年度政策チェックアップ(平成29年度実施)により事後評価を実施。

【No. 6】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設		
担当課	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	担当課長名	室長 真鍋 純
施策等の概要	<p>特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する事業を創設（予算関係）</p> <p>【予算要求額：15,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>日本再生戦略に基づき災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進する観点から、日本再生戦略や中央防災会議で策定された「地震防災戦略」に掲げられる耐震化目標を確実に達成するため、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	57 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率（①建築物、②住宅）		
検証指標	一		
目標値	①90% ②90%		
目標年度	①平成27年度 ②平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>特定建築物（学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物をいう。以下同じ。）の耐震化率は 平成15年：約75%→平成20年：約80%</p> <p>住宅の耐震化率は 平成15年：約75%→平成20年：約79%</p> <p>といった状況であり、ともに平成27年度に耐震化率を90%にするためには、耐震化のスピードアップを図る必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>現行では耐震化に対する法的な強制力が働くないことや、診断の結果、耐震改修が必要となる場合には多額の費用がかかることから、建物所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出しづらい状況となっている。</p> <p>また、耐震診断や耐震改修に対する助成については、地方公共団体によっては制度が整備されていないところがいまだにある。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、耐震化に係る金銭面の軽減を図ることで、建物所有者に耐震化の取り組みを進めるインセンティブを与える必要がある。</p>
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する。</p> <p>耐震診断：補助率（国費）1／3→1／2 耐震改修：補助率（国費）1／3→2／5</p>
社会的ニーズ	首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されているなか、多くの人命を守るために、こうした大規模地震時における建築物の安全性や避難路の機能確保が求められている。
行政の関与	大規模地震の発生が危惧されるなか、国民の安全・安心を守るために緊急的かつ重点的に災害時の建築物の安全性や避難路の機能確保を図るには行政の関与が不可欠である。
国の関与	「日本再生戦略」や中央防災会議で策定された「地震防災戦略」に掲げられた目標を達成するためには耐震化のスピードアップを図る必要があるが、地方公共団体によっては耐震化に係る助成制度が整備されていないところがいまだにある。大規模地震は日本のどこで発生してもおかしくない状況にあり、国民の安全・安心を守るために、全国的に存在する建築物に対して対策の強化と支援の充実が必要である。

	施策等の効率性	
本案	費用	【15,000百万円（平成25年度予算要求額）】 特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、通常の助成制度に加えて国が行う助成に要する費用
	効果	耐震改修に踏み出せないでいる建物所有者の耐震化への取り組みを後押しする効果が期待でき、耐震化のスピードアップが図られる。
	比較	国により緊急的に助成をすることで、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化を促進する効果がある。
代替案	概要	本施策を実施せず、各地方公共団体の助成制度や普及啓発の取り組みに委ねることとする。
	費用	【国費はなし】

	効果	地方公共団体による取組に委ねるのみでは、全国において支援の確実な実施が保証されず、建物所有者が多大な費用負担を懸念して結局耐震診断や耐震改修に踏み出さないおそれがあり。
	比較	地方公共団体による取組に委ねるのみでは、全国において支援の確実な実施が保証されず、建物所有者が多大な費用負担を懸念して耐震診断や耐震改修に踏み出さないおそれが大きく、今後いつどこで起こるかわからない地震に対して早期に備えることができなくなる可能性がある。
	本案と代替案の比較	代替案に比べ、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化の促進が図られ、今後いつどこで起こるかわからない地震に対して早期に備えることができるため、本案の方が効果が大きく効率的である。
	施策等の有効性	耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、本施策を実施することにより、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化のスピードアップが図られ、特定建築物及び住宅の耐震化率を平成27年度に90%にするという目標を達成することが見込まれる。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。 ・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）：【国土・地域活力戦略】 【2020年までの目標】 耐震住宅ストック比率95% ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）：住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。 ・首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）：大規模地震による死者数を今後10年で半減するため、住宅・特定建築物の耐震化率90%（全国）を目指す。 ・東海・東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）：大規模地震による死者数を今後10年で半減するため、住宅の耐震化率90%（全国）を目指す。

【No. 7】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	鉄道施設の耐震対策の推進		
担当課	鉄道局 施設課	担当課長名	課長 潮崎 俊也
施策等の概要	<p>阪神淡路大震災以降、耐震対策を進めてきたところである。これまでの現行対策に加え、防災・減災対策の推進が喫緊の課題である首都直下地震・南海トラフ地震に備えて、より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、駅や高架橋等の耐震対策をより一層推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：5,930百万円】</p>		
施策等の目的	<p>駅や高架橋等の耐震対策をより一層推進し、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域において、安全が確保される鉄道利用者の割合を向上させる。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の向上		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	主要なターミナル駅の耐震化率		
検証指標	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが予想される地域において安全が確保される鉄道利用者の割合（安全確保率）		
目標値	駅の乗降客 92% 列車乗客 98%		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 東日本大震災以降、首都直下地震・南海トラフ地震の発生が強く懸念され、安全・安心を求める一般社会からの声は日増しに強くなっている。しかし、それらの地震で強い揺れが想定される地域においても、耐震対策の終了していない駅や高架橋等が少なからず存在する。</p> <p>ii 原因の分析 利用者の増加や収益の向上にはつながらないこと、多額の費用を要すること等が原因となっている。</p> <p>iii 課題の特定 さらなる耐震対策の実施が図られるためには、国の適切な指導及び支援が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の補助制度の補助対象である主要ターミナル駅（1日1万人以上かつ複数路 		

	線との接続駅)に加え、新たに、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域において、1日あたりの利用者が1万人以上の駅及び片道断面輸送量1万人以上の路線における高架橋等(施設の倒壊が緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は、利用者数に関わらず対象)の耐震対策を補助対象に加える。
社会的ニーズ	東日本大震災以降、首都直下地震・南海トラフ地震の発生が強く懸念され、一度に大量の旅客を運ぶ鉄道の安全・安心を求める一般社会からの声は日増しに強くなっている。
行政の関与	地震の発生時において、鉄道利用者の安全確保のためには耐震対策を進める必要があるが、事業者による自主的な取り組みだけでは多額の費用を要する耐震対策の進捗は難しいため、行政が適切な指導や支援を行い、耐震対策の促進を図るべきである。
国の関与	上記の施策については、鉄道ネットワーク全体の防災対策を考慮すると、広域かつ一体的に進める必要があり、国の関与が適切である。

施策等の効率性			
本案	費用	鉄道施設の耐震対策の推進 【平成25年度予算要求額】5,930百万円	
	効果	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域の耐震対策が促進され、大規模地震発生時に、安全が確保される鉄道利用者の割合が向上する。	
	比較	耐震対策が早期に実現すること、大規模地震発生時の影響を最小限にとどめることにより、高い効果が期待される。	
代替案	概要	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域の耐震対策を、鉄道事業者自らの資金だけで行わせることとする。	
	費用	国及び地方自治体の補助が無かった場合、補助金相当額が全額鉄道事業者の負担となる。	
	効果	鉄道事業者にはインセンティブが与えられず、また、自己資金での事業となるため、耐震対策の推進はあまり図られず、安全が確保される鉄道利用者の割合の向上は限定的となる。	
	比較	耐震対策に掛かる鉄道事業者の負担が多くなり、耐震対策の推進は困難である。	
本案と代替案の比較	鉄道施設の耐震対策をより一層推進することにより、より多くの鉄道利用者の安全確保が図られることから、本案の方が勝っている。		

施策等の 有効性	今後発生が予測されている大規模地震に備え、鉄道施設の耐震対策を推進することにより、安全が確保される鉄道利用者の割合が向上することから、本施策は有効である。
その他特記 すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「主要なターミナル駅等鉄道施設等の耐震対策を促進」と記載されている。 ・平成30年度に事後検証シートにおいて事後検証を実施。

【No. 8】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	情報管理の強化		
担当課	海上保安庁総務部 情報通信課	担当課長名	課長 坪上 浩治
施策等の概要	<p>サイバー攻撃の悪質・巧妙化等を背景として深刻化する情報セキュリティ環境に適確に対応するため、情報や文書の作成・保存等に常用するシステムのクローズ系システム化を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,986百万円（5ヵ年総額 約8,300百万円）】</p>		
施策等の目的	海上保安庁の情報管理体制の強化		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	—		
検証指標	クローズ系システム規模の拡大及びオープン系システム規模の縮小		
目標値	クローズ系システム端末台数をオープン系システム端末台数の3倍以上となるよう整備を行う。		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>深刻化する昨今の情報セキュリティ環境の中、機密性の高い情報を取り扱う海上保安庁においては、コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対して適確に対応する観点から、行政文書の作成・管理、職員間の情報共有等の常用システム機能をクローズ系システムにより処理することが適当であるが、現状としては、オープン系システムを常用システムとして使用している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>海上保安庁は、広範な管轄海域における様々な事案に組織全体として迅速適確に対処しなければならないという業務の特質から、部内外における「情報共有」の必要性が高い。また、電子申請の受付や府省共通システムの運用等による一般行政事務の遂行も必要不可欠である。このため、オープン系システムを常用システムとして整備してきたところである。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対して適確に対応する観点からは、オープン系システムはクローズ系システムに比べ万全ではない。したがって、クローズ系システムの規模を拡大するとともに、情報収集、外部メール等に必要な範囲でオープン系システムを縮小整備することにより、業務に常用するシステムをクローズ系システムとすることが課題となっている。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クローズ系システム規模の拡大 ○ オープン系システム規模の縮小
社会的ニーズ	海上保安庁は業務の性質上、機密性の高い情報を取り扱うため、こうした情報が破壊、流出等した場合、治安の維持、外交等に与える影響が大きいことから、社会的ニーズは高い。
	海上保安庁の情報システムの強化等により万全な情報管理体制を実現する施策であるため、海上保安庁において実施する必要がある。
	海上保安庁は業務の性質上、国の機密性の高い情報を取り扱うため、こうした情報が破壊、流出等した場合、国益にも関わることから、当該施策は国において実施する必要がある。

施策等の効率性					
本案	費用	1,986百万円（平成25年度予算要求額） (5カ年総額：総額約8,300百万円)			
	効果	常用システムを外部ネットワークから遮断することにより、サイバー攻撃等の外部脅威に対し、万全の対策を講じることが可能となる。			
	比較	クローズ系システムを常用システム化することにより、低コストで高いセキュリティ効果を得ることができる。			
代替案	概要	引き続きオープン系システムを常用システムとし、当該常用システムに対して必要なセキュリティ対策を施す。			
	費用	5カ年総額：総額約8,900百万円			
	効果	コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等外部からの脅威に対して適確に対応する観点からは、オープン系システムはクローズ系システムに比べ万全ではなく、情報セキュリティに対する脅威は依然として残ることとなる。			
	比較	持続的標的型攻撃に対する対応のため、情報セキュリティ対策に大規模なコストを要するとともに、今後、情報セキュリティコストは年々増加するものと考えられる。			
本案と代替案の比較	海上保安庁が扱う情報の性質、システムセキュリティの強度、整備・運用コスト等を考慮し、本案を採用することとする。				
施策等の有効性	機密性の高い情報を取り扱う海上保安庁としては、本施策の実施により、コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等外部からの脅威に対し最大限の対策を講じることが可能となり、もって万全の情報管理体制を確立することができる。				

その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none">○ 特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について (平成23年7月1日 保全情報システムに関する有識者会議／事務局：内閣官房)○ 情報流出再発防止対策検討委員会 最終報告書 (平成24年5月25日 情報流出再発防止対策検討委員会／事務局：国土交通省・海上保安庁)○ 平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施
------------	--

【No. 9】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	津波防災対策の推進		
担当課	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課	担当課長名	課長 加藤 幸弘
施策等の概要	<p>南海トラフの巨大地震のモデルが中央防災会議により見直され、想定される津波の規模及び範囲が拡大したことから、発災時における在港船舶等の津波防災対策を強化するため、測量船の調査能力を向上させ、港湾等を対象とした津波防災情報図を整備する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,592百万円】</p>		
施策等の目的	<p>港湾等における津波到達の時間、流速等をシミュレーションした津波防災情報図を整備し、船舶津波対策協議会等を通じ、在港船舶等の津波防災対策を強化する。</p> <p>また、シミュレーションを行うために整備する海底地形データセットを自治体等に提供し、ハザードマップ等の作製を支援する。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	—		
検証指標	津波防災情報図を整備する		
目標値	65図		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>在港船舶等の津波防災対策のためには、新たなモデルによる津波防災情報図を早期に整備する必要があるが、現状では、新たなモデルに対応した津波防災情報図を整備できない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>津波防災情報図の整備のためには、シミュレーションに用いる海底地形データが必要であるが、現在保有している海底地形データは、密度、精度が不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>必要な海域について早急に調査を行うことにより海底地形データを取得し、海底地形データセットを早期に整備する。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>測量船の調査能力を向上させ早急に調査を行い、海底地形データセットを整備し、シミュレーションを実施して港湾等を対象とした津波防災情報図を整備する。</p>		

社会的ニーズ	「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」等が制定され、津波防災対策の推進が必要とされている。 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、災害に強い国土・地域の構築に向け、これまでの防災対策に加えて大規模災害に対する減災対策、津波防災地域づくりの推進等に重点的に取り組むとされており、南海トラフの巨大地震等に備えた対応策や、自治体によるハザードマップ作製等の地域防災力向上が求められている。
行政の関与	「津波対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」において、津波浸水想定の設定、ハザードマップ等を整備することとされている。
国の関与	「津波防災地域づくりに関する法律」において、国は広域的な見地から行う地形調査を実施することとされている。

施策等の効率性	
本案	費用 津波防災対策の推進 1,592百万円（平成25年度予算要求額）
	効果 新たなモデルに基づく津波防災情報図を整備することにより、船舶等の津波被害軽減が図られる。また、自治体等への海底地形データセットの提供により津波浸水想定の設定、ハザードマップ作製等の地域防災力向上を図ることができる。
	比較 迅速な調査により、津波防災情報図及び海底地形データセットの早期整備が可能となり、港湾等における船舶の津波防災対策及び自治体による地域の津波防災対策が図られる。
代替案	概要 従来どおり、測量船の現有の調査機器で海底地形調査を実施する。
	費用 なし（既存の設備・経費のみで実施）
	効果 津波防災情報図及び海底地形データセットに必要とされるデータを迅速に整備することが困難である。
	比較 津波防災情報図及び海底地形データセットが迅速に整備できず、効果は限定的になる。
本案と代替案の比較	代替案では海底地形調査が迅速に実施できないため、効果が限られる。本案では、必要な海域の海底地形調査を迅速に行うことができ、津波防災情報図の整備及び海底地形データセットの提供が可能となるため、効果が著しく大きい。
施策等の有効性	調査能力を向上させた測量船により、必要な海域の海底地形調査を早期に完了することができる。これにより、津波防災情報図の整備及び海底地形データセットの提供が可能となり、津波防災対策を早期に講じることができる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、国土・地域活力戦略の重点施策として記載されている「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」に資することができる。 ○ 平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 10】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進		
担当課	港湾局海岸・防災課	担当課長名	課長 丸山 隆英
施策等の概要	<p>コンテナターミナルやコンビナートをはじめとする我が国の経済を牽引する物流、産業、エネルギー等の諸機能が高密度に集積し、大型船による稠密な利用がなされている三大湾等において、大規模地震が発生した際も、当該地域における港湾機能を維持し、経済活動の継続を可能とするため、海上保安庁等と連携しつつ、津波来襲時の大型船の避泊水域の確保、重要拠点に至る航路の早期啓開対策、港湾施設の耐震化等の取り組みを推進する。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	船舶航行機能を維持・確保するための事前・事後対策の実施により、震災時における三大湾等の物流・産業・エネルギー供給機能を早期に復旧する。		
政策目標	6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19. 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	106. 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口		
検証指標	一		
目標値	約2,950万人		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京湾、伊勢湾、大阪湾といった地域には、広域防災拠点、国際コンテナ戦略港湾、エネルギー供給拠点等、震災時にも機能維持、早期復旧が必要な我が国の経済を牽引する重要拠点が集積しているが、上記の三大湾等の埋立地は高度経済成長期に造成されたものが多く、護岸等の港湾施設も老朽化しており、地震・津波に対する脆弱性が懸念される。 また、狭隘な水域において大型船舶による稠密な利用がなされていることから、東日本大震災直後には、東京湾の湾央部が避泊船舶で混雑しており、今後、更に大規模な地震・津波が発生した場合には、避難時の航路や避泊水域の確保が困難となり、大規模な二次災害に発展することも懸念される。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 三大湾等においては、耐震強化岸壁等の重要物流拠点とコンビナート等民有の港湾施設が隣接しているが、これらの施設の維持管理状況の把握が進んでいない。 三大湾内には多くの船舶が入出港しており、津波発生時には一斉に沖へ避泊する行動を取るが、船舶毎に避泊場所が決められていないことから、特に入出港に時間 		

	<p>を要する大型船は、避泊するための場所の確保が困難となる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>震災時においても三大湾等の物流・産業・エネルギー供給機能の早期復旧を図るために、船舶航行機能を維持・確保するための事前・事後対策を予め講じておく必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>震災時における湾内の船舶航行機能を維持・確保するため、以下の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型船の迅速かつ安全な避泊のための泊地を確保する。 ・震災時に湾内の重要拠点への航行に必要な水域を指定し、水域内において国が漂流物や沈降物の撤去等を迅速に行うことができるようとする。 ・港湾施設の所有者に対し、施設の維持管理状況に関する報告徴収等ができるようにする。
社会的ニーズ	万一、三大湾等の物流機能が失われた場合、背後圏への緊急物資輸送が困難となるほか、コンテナ輸出入の停止によるサプライチェーンの寸断や電力等のエネルギー供給の停止により、内陸部の市民生活や産業活動にも混乱を来すことが予想され、影響は我が国全体や全世界に及ぶことから、社会的要請は高い。
行政の関与	湾内の複数船舶が利用する航路・泊地等の航行機能維持を目的とする施策であり、公共性が高いことから、行政が指定、整備を実施する。
国の関与	湾内の複数船舶が利用する航路・泊地等の航行機能維持を目的とする施策であり、湾域全体に及ぶ広域的な防災対策であることから、国が指定、整備を実施する。
施策等の効率性	
本案	費用 100百万円（平成25年度予算要求額） 大型船の避泊のための泊地の確保に必要な費用
	効果 震災時において、大型船の避泊のための水域を確保することが可能となり、震災後の緊急物資の輸送等が滞りなく行われることで、湾内の航行安全、背後地域の早期復旧に繋がる。
	比較 発災後の緊急物資の輸送等が滞りなく行われることで、湾内の航行安全、背後地域の早期復旧に繋がることから、本案は効率的である。
代替案	概要 避泊域を設けず、既存の水域において対応
	費用 国費の負担はなし
	効果 大型船舶の避泊は可能であるが、船舶航行にも利用される一般水域において避泊するため、湾内における船舶航行の輻輳に伴う安全性の低下や、緊急物資輸送船舶等の航行の支障となることによる背後地域の復旧の遅れに繋がることが懸念される
	比較 一定の効果はあるものの、航行船舶との輻輳が懸念され、効果は限定的と考えられる。

本案と代替案の比較	発災後の緊急物資輸送の確保と背後地域の早期復旧に繋がることから、本案の方がより効率的と考えられる。
施策等の有効性	<ul style="list-style-type: none"> 震災時における重要拠点への航行に必要な水域の指定、大型船の避泊のための水域の確保を行うとともに、港湾施設の管理者に対し、維持管理状況に関する報告徴収等を行うことが出来るようすることにより、震災時における船舶航行機能の確保が図られ、物流・産業・エネルギー供給機能の早期復旧が図られる。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、「<u>中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告の取りまとめを踏まえ、災害関連法制の改正をはじめ、各般の施策を迅速に講じる</u>」との記載あり。 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告には、「南海トラフの巨大地震や首都直下地震の想定をもとに、人的・物的被害想定等を行い、南海トラフ巨大地震対策検討WGや首都直下地震対策WGで取りまとめられる対策の全体像も踏まえ、予防から応急、復旧・復興までの対策…」と記載されている。 南海トラフ巨大地震対策について（中間報告）（平成24年7月19日）において、「1. 災害応急活動体制の整備」に、以下の記載がある。 『・ 沿岸の都市部において、巨大な津波が襲来することによって、建築物や自動車、船舶等による大量の漂流物の発生や漏洩油等による津波火災の発生等が懸念されること等があげられるため、これらを踏まえた応急対策活動を検討する必要がある。』また、「5. 広範囲の強い地震動への対応」に、以下の記載がある。 『また、液状化が広範囲の地域で発生する恐れもあるため、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進する必要がある。』 「持続可能で活力ある国土・地域づくり」本文に、以下の記載がある。 『港湾業務継続計画(BCP)の策定等を通じ、震災時における三大湾等の物流・産業機能の確保を図るため、法改正を含めた検討を行う。』 平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施

【No. 11】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成		
担当課	港湾局 産業港湾課	担当課長名	課長 高田 昌行
施策等の概要	<p>中国等の急速な経済成長により資源・エネルギー等の需要が世界的に増加しており、このような中で、スケールメリットを活かした輸送コストの削減を図るべく、世界的に輸送船舶の大型化が進展している。</p> <p>このような状況の中で、我が国の産業や国民生活に必要不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、国全体として効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成に必要な大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。</p> <p>（予算関係、税制関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：6,199百万円】</p>		
施策等の目的	大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、国全体として最適となる効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークを形成し、我が国の産業や国民生活に必要不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指す。		
政策目標	6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19. 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	101. 国際海上コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率		
検証指標	—		
目標値	平成22年度比 約5%減		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の安定的かつ安価な供給を実現するためには、大型輸送船等を活用した輸送を実現し、広域的・効率的な海上輸送ネットワークを形成することが必要である。 ・一方、現状の我が国の資源・エネルギー等の物資の輸入においては、大型輸送船による輸送が進展する近隣諸国と比較して、相対的に非効率な物流体系となっている。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の資源・エネルギー等の物資の輸入においては、荷主企業が分散して立地し個々の荷主企業の需要が小さいことから、それぞれが必要に応じて輸送船舶を手配し、資源等の輸入を行っており、個々の企業単位では船舶の大型化のメリットが 		

	<p>出にくい構造となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期から使用されている国際水準から劣後した港湾インフラにより、大型輸送船による一括大量輸送のメリットを享受できない。 <p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の安定的かつ安価な供給を実現するために、大型輸送船等を活用した輸送を実現し、広域的・効率的な海上輸送ネットワークを早急に形成する必要があり、そのために、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保、複数港に存在する企業連携の促進等に取り組む必要がある。 <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの拠点となる大型輸送船に対応した国際物流ターミナルの整備 ・企業間連携の促進を図る当該ターミナル等を運営する民間事業者が行う施設整備、効率的なターミナル運営に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> →当該事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する無利子貸付 →当該事業者が取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置 (固定資産税・都市計画税) <p style="text-align: right;">等</p>
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、国民の暮らしや産業活動に必要不可欠な資源・エネルギー等のほとんどを海外からの輸入に依存しており、これら物資を安定的かつ安価に供給することは、我が国の最も基本的な課題の一つ。 ・中国等の急速な経済成長に伴う需要増等により、資源・エネルギー等の国際価格が高騰しており、資源価格の更なる上昇による所得の海外流出、貿易赤字が懸念されている。 ・中国等近隣諸国の港湾においては、資源・エネルギー等の大型輸送船への対応が進展している一方で、我が国の港湾は国際水準から劣後しており、物流のコスト・サービスの水準が改善されない状況である。このまま相対的に不利な事業環境が続ければ、企業は生産拠点の海外への移転を一層進めざるを得ず、これまで我が国を支えてきた国内産業や雇用を維持できなくなる可能性がある。 ・本施策は、資源・エネルギー等の大型輸送船の活用により輸送コストの低減、調達先の多様化による価格交渉力の向上を図り資源・エネルギー等の輸入コストの低減を実現することで、雇用と所得の維持・創出を図り、ひいては国民の安全・安心で豊かな生活の確保を目指すものであり、社会的ニーズは高いといえる。
行政の関与	個別主体では、当該港の需要等に鑑み、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成に必要となる投資には十分な便益が得られないため、過大投資のリスクを避けるため部分最適化を図ってしまう。従って、個々の事業者による投資がネットワークの拠点として不十分な規模になる可能性があるため、行政が埠頭用地・係留施設・航路・泊地等の下物施設等について整備主体となって取り組むとともに、資源・エネルギー等の物資の輸入にかかる企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。

	国の関与	本施策は、個別港のみならず国全体として効率的で安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成を図るものであるため、大水深の係留施設・航路・泊地等の下物施設等について、国が整備主体となって取り組むとともに、資源・エネルギー等の物資の輸入にかかる企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。
	施策等の効率性	
本案	費用	6,199百万円（平成25年度予算要求額） 資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成を行うための費用
	効果	当該ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等を図ることにより、大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークが形成される。
	比較	当該ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等に集中的に取り組むことで、国全体として大型輸送船等を活用した輸送が可能となり、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの迅速な形成を図ることができるため、投資効率の面からも本案は効率的である。
代替案	概要	全国各地の主要な資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、輸送船舶の大型化に対応した港湾機能の強化を総花的に実施することで、各港それぞれにおいて、大型輸送船等を活用した輸送を実現する。
	費用	全国各地の主要な資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、輸送船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を総花的に実施するための費用。
	効果	全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、大型輸送船に対応した港湾整備を行うことで、輸送船舶の大型化への対応が可能となるが、一方で、大型輸送船を満載にするための貨物集約が進まないことから、大型輸送船等の活用が進展せず、一括大量輸送によるスケールメリットが発揮できない可能性がある。
	比較	全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、港湾整備を総花的に行うことでの輸送船舶の大型化への対応が可能となるが、貨物集約が進まないことにより大型輸送船等の活用が進展しない可能性がある。また、我が国の厳しい財政状況の中で、全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾に対して総花的に投資することは、費用対効果の面からも非効率であり、輸送船舶の大型化に迅速に対応できない可能性が高い。
本案と代替案の比較		大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成が迅速に図られることから、本案がより効率的であるとともに、我が国の厳しい財政状況の中、限られた投資を、費用対効果に応じて、迅速かつ集中的に配分する観点からも、本案がより効率的である。
施策等の有効性		<ul style="list-style-type: none"> 国全体としての資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等を図ることにより、大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークが形成され、輸送コストの低減、調達先の多様化による価格交渉力の向上が図られ、資源・エネルギー等の輸入コストの低減に資する。 本施策は、社会資本整備重点計画の業績指標である「平成28年度までに、国際海上

	コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率5%減（平成22年度比）」とも方向性は合致しており、本施策を実施することで、その達成に向けて大きく前進する。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）の工程表において、2012から2015年度に実施すべき事項として「国際バルク戦略港湾における主力輸送船舶の満載での入港に対応」と記載。 ・「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（国土交通省：平成24年7月31日公表）の工程表において、2012から2015年度に実施すべき事項として「国際バルク戦略港湾における主力輸送船舶の満載での入港に対応等、総合的な対策の実施」と記載。 ・「産業構造ビジョン2010」（経済産業省：平成22年6月3日公表）において、「IV. 日本の産業を支える横断的施策」における「1. 日本のアジア拠点化総合戦略」において、国際戦略港湾の競争力強化に向けたバルク船の大型化への対応投資の集中実施等について記載 ・「『食』に関する将来ビジョン」（農林水産省：平成22年12月21日「食」に関する将来ビジョン検討本部決定）において、「プロジェクト10 総合的な食糧安全保障の確立」の取組内容として、「港湾等の物流インフラの確保」について記載 ・平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。

【No. 12】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設		
担当課	海事局内航課 港湾局海岸・防災課	担当課長名	課長 瓦林康人 課長 丸山隆英
施策等の概要	<p>地方自治体、事業者、業界団体等が連携を強化し、救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造費用の一部を補助するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援を行うことにより、災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備を促進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	東日本大震災において、フェリーは発災直後から被災地へ支援物資、自衛隊、警察、消防等の要員や車両を緊急輸送するなど、改めてその役割が国民各層に幅広く再認識されたところであり、今後想定される大規模災害等に備え、地方自治体、事業者、業界団体等の連携による、災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備を促進する。		
政策目標	6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	一		
検証指標	救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの整備（検討中）		
目標値	救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの整備（検討中）		
目標年度	（検討中）		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>東日本大震災を踏まえ、今後想定される大規模災害等に備えた救援・緊急輸送体制の整備が必要であるが、フェリーの災害救援機能を効果的に活用するための具体的な枠組みがなく、多くのフェリーでは、本格的な災害支援活動の実施に必要な設備が未整備である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>これまでの「緊急輸送協定」は、抽象的な協力事項を羅列した紳士協定で実効性が不十分であるとともに、災害発生時にどのフェリーが救援に赴くか具体的な想定がされていない。さらに、航路外での救援活動に伴う事業者の減収・費用増の補填に関するルールがない。</p> <p>また、被災想定地域の多くはフェリー航路の空白地帯であり、事業者との関係が稀薄である。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>地方自治体、事業者、業界団体等の関係者の連携強化による救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が必要であるとともに、同体制に必要な災害救援フェリーの改造等費用に対する補助制度が必要である。</p>
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>地方自治体、事業者、業界団体等の関係者が連携を強化し、救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造（サイドランプウェイ※、電子チャート、被災者用設備等の設置）に対して一部補助するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援する。 (※船舶の側面に設置された自動車等が自走で乗降可能な可動橋)</p>
社会的ニーズ	東日本大震災を踏まえ、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が求められている。
行政の関与	今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークを整備するには、本格的な災害支援活動が可能な災害救援フェリーの整備が不可欠であり、これに対する補助制度を創設するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援することで災害発生時協力体制を整備することが行政として不可欠である。
国の関与	上記の施策については、大規模災害等が想定される全国各地で災害発生時協力体制を整備することが重要であり、国の関与が必要である。

	施策等の効率性	
本案	費用	200百万円【平成25年度予算要求額】 救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造（サイドランプウェイ、電子チャート、被災者用設備等の設置）及び港湾の整備に必要な費用。
	効果	本補助制度の創設により、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進される。
	比較	国の補助により災害救援フェリーを用いた災害発生時協力体制を推進するため、より効果的に実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークが整備される。
代替案	概要	これまでの地方自治体と事業者又は業界団体等との間で締結された「緊急輸送協定」に基づく災害発生時協力体制の整備
	費用	国の補助制度がない場合、本格的な災害支援活動が可能な災害救援フェリーの改造は全てフェリー事業者の負担となる。
	効果	災害発生時にどのフェリーが救援に赴くか具体的な想定がされないなど、結果的に抽象的な協力事項を羅列した紳士協定にしかならないため、実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されない。

	比較	事業者の負担が大きいことから、災害支援活動に必要なフェリーの改造が行われず、具体的なフェリーも特定されないなど、結果的に緊急輸送協定も抽象的な協力事項を羅列した紳士協定にしかならないため、救援体制・緊急輸送ネットワークとしては実効性が不十分なものとなる。
	本案と代替案の比較	補助事業を創設することにより、実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されるため、本案の方が効率的である。
	施策等の有効性	本補助制度の創設により、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されることから、有効な施策である。
その他特記すべき事項		<p>○日本再生戦略（平成24年7月30日閣議決定）</p> <p>II. 震災・原発事故からの復活</p> <p>1. (4) 防災・減災の取り組み強化</p> <p>(P8) 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で、行政機関、事業者、住民等が一体となって、交通インフラの代替性・多重性の確保、施設の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</p> <p>IV. 日本再生のための具体策</p> <p>2. (2)(3) 持続可能で活力ある国土・地域の形成</p> <p>（重点施策：大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築）</p> <p>(P62) 災害に強い国土・地域の構築に向け、これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッキングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。</p> <p>○国土交通省「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日公表）</p> <p>本文Ⅱ 3 「災害に強い国土・地域づくり等の推進」</p> <p>（災害に強い国土・地域・経済の構築）</p> <p>陸海空が連携した人流・物流におけるリダンダンシーの確保（広域バックアップ体制の構築、各モード間のアクセス性の改善、国土のミッキングリンクの解消等）、災害に強い人流・物流システムの構築、施設の重要度に応じた耐震性・耐津波性の確保等に取り組む。</p> <p>○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、以下の記述がある。</p> <p>5 (3) ⑨ (ii) (へ)</p> <p>「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」</p> <p>○平成28年度までに、事後検証シートにより事後検証を行う。</p>

【No. 13】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	東南アジア・訪日100万人プランの展開		
担当課	観光庁国際交流推進課	担当課長名	課長 亀山 秀一
施策等の概要	<p>今後顕著な成長拡大が見込める東南アジア市場において、「日ASEAN交流40周年」を契機に、クールジャパン等と連携したオールジャパンによる訪日促進プロモーションを本格的に展開する。東南アジア市場を5大市場（韓国、中国、台湾、アメリカ、香港）に並ぶ主要市場へと飛躍させる。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：599百万円】</p>		
施策等の目的	東南アジア市場からの訪日旅行者については、震災後一早く回復し、さらに高い伸び率を維持しており、訪日促進プロモーションを本格的に展開することにより、東南アジア市場を韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へと成長させ、「2016年1800万人」目標達成のエンジンにするとともに、送客元の多様化により、特定市場に過度に依存しない構造を作り上げ、訪日外客促進のリスク分散を図る。		
政策目標	6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	—		
検証指標	東南アジアからの訪日旅行者数100万人（2013年）		
目標値	東南アジアからの訪日旅行者数100万人		
目標年度	平成25年		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に盛り込まれた訪日外国人旅行者数の目標（2016年1,800万人）を達成するためには、これまでの5大市場に加え、中間層の拡大が見込まれる東南アジアからの海外旅行需要を確実に取り込む必要がある。このため、2013年の東南アジアからの訪日旅行者数100万人（2011年の2倍）を目指して、東南アジア市場に集中・特化した施策を展開する必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>東南アジア市場における訪日旅行促進については、特にインドネシア、ベトナム、フィリピンにおいて、当地で本格的なプロモーションをすでに実施している韓国等の競合国に訪問者の獲得で差をつけられている状況にある。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>東南アジアの中でも特に顕著な訪日旅行者数の拡大が見込め、相応の市場規模を抱えるタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを対象市場として、訪日旅行の認知度や選好度の向上を図ること。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日ASEAN交流40周年、クールジャパン、日本食の海外展開等のイベントと連携した上で、日本に関心を持つ東南アジア人が立ち寄る訪日観光ポータルサイトにより、日本の観光魅力の総合的な発信 ② 人気観光コンテンツを活用した機動的・効果的な訪日促進プロモーションの展開 ③ ハラルフード※1対応等の受入環境整備※2 ④ 日本政府観光局の体制強化※2 ⑤ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善※2 <p>※1 イスラム教の法律に則った食べ物</p> <p>※2 ③～⑤については、本事業の予算措置とは別に実施するもの。</p>
社会的ニーズ	震災とそれに続く原子力発電所事故による放射能への不安は、日本全国の観光地へ大きな打撃を与えており、一部の市場においては未だ震災前水準への回復に至っていないことから、訪日外国人旅行者の拡大による観光立国の実現により、地域経済の活性化、雇用機会の増大などをもたらすことが求められている。
行政の関与	訪日外国人旅行者の拡大を図る上で、顕著な増加を見込める東南アジア市場であるが、現時点では、訪日旅行そのものの認知度が高くないことから、個々の企業による特定商品のPRではなく、行政が先頭に立って、日本ブランドの発信、観光地としての日本全体の認知度向上から進めていく必要がある。
国の関与	観光立国の実現にあたっては、競合国との競争に対抗するため、各主体それぞれではなく、国、地方、民間が一体となって、日本ブランド全体の発信を行う必要がある。また、東南アジア市場からの誘客については、日本の魅力発信のみならず受入環境を整備することなど他の施策との連携が必要となるため、多様な取組を国が主体となり実施することが必要である。

施策等の効率性		
本案	費用	<p>599百万円（平成25年度予算要求）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本に関心を持つ東南アジア人が立ち寄るポータルサイトにより、日本の観光魅力の総合的な発信。 ② 人気観光コンテンツを活用した機動的・効果的な訪日促進プロモーション。
	効果	東南アジア市場において、観光地としての日本の認知度向上、訪日選好度の向上、旅行商品の造成や販売促進が図られ、訪日旅行者の増加につながる土台が築かれる。
	比較	上記の費用で、訪日旅行者の拡大及び震災後の訪日旅行者の落ち込みからの回復が図られるほか、それに伴う日本国内での旅行支出の創出が期待できるため、効率的であると言える。

代替案	概要	国の関与が無く、地方公共団体・民間主体が個別に実施した場合。
	費用	仮に総額が本案と同額であると仮定する。
	効果	特定地域における観光魅力が発信されるものの、規模が小さいほか、地域間の連携や日ASEAN交流40周年、クールジャパン等、他の取組との連携による相乗効果は期待できない。
	比較	個別の地方公共団体や民間団体が実施すると、日本全体としての認知度向上が図られず、特定地域の観光魅力のみが紹介されること等、国として観光立国を図る上では不十分かつ非効率にならざるを得ない。
本案と代替案の比較		本案と代替案を比較すると、費用を同額と仮定した場合であっても、代替案では、特定地域における観光魅力は発信されるものの、規模が小さく、地域間の連携や日ASEAN交流40周年、クールジャパン等、他の取組との連携による相乗効果も期待できること等、国として観光立国を図る上では不十分かつ非効率にならざるを得ない。そのため、日本の多様な魅力の発信や日本としての統一のイメージ向上等により、東南アジアからの訪日旅行者数を増やし、観光立国を目指すという観点からは、本案の方がより効率的である。
施策等の有効性		観光地としての日本の認知度向上、旅行商品の造成や販売の促進により、訪日旅行の裾野が広がり、継続的な訪日旅行者の拡大、国内における旅行消費額の増加が期待できる。
その他特記すべき事項		<p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <p>【観光立国推進基本計画】（平成24年3月30日 閣議決定）</p> <p>【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ】</p> <p>（平成22年6月18日 閣議決定）</p> <p>【日本再生戦略】（平成24年7月31日 閣議決定）</p> <p>「<u>今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアを始めとする新興国の中間層、莫大な消費が期待される富裕層市場からの誘客を、市場別目標に沿って効果的・効率的に拡大する。</u>」</p> <p>○平成26年度に事後検証シートにより、事後検証を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	観光地域ブランド確立支援事業の創設		
担当課	観光庁 観光地域振興課	担当課長名	観光地域振興課長 七條 牧生
施策等の概要	<p>国内外から選好される国際競争力の高い観光地域を早急に形成するため、観光地域の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域づくりについて、地域の取組段階に応じた支援を実施する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額： 245百万円】</p>		
施策等の目的	我が国の人口減少が進み、観光客獲得の国際的競争が激化する中、歴史・伝統・文化等を活かした地域の「ブランド」を確立することで、国内外から選好される日本を代表する国際競争力の高い魅力ある観光地域を形成する。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	108 訪日外国人旅行者数 109 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 111 国内における観光旅行消費額		
検証指標	一		
目標値	108 1,800万人 109 2.5泊 111 30兆円		
目標年度	108 平成28年 109 平成28年 111 平成28年		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>人口減少下で地域活性化を図るために、観光交流人口の拡大を図ることが必要であるが、近年、観光地域は国内外の旅行者獲得競争に晒されており、宿泊数等も減少傾向にあるなど厳しい環境にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>地域の幅広い関係者が連携して滞在交流型の観光地域づくりを行う「観光圏」の取組みについては、一定程度浸透してきたものの、観光地域は、観光地域づくりの理念やその実現のための戦略が十分明確になっていない等により、地域の歴史・伝統・文化等観光資源の潜在能力を効果的に活用できておらず、観光客獲得の国際的競争が激化する中で、国内外の観光客を十分に惹きつけられていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>国際的な競争の中で、国内外から持続的に選好される観光地域を早急に形成することは、将来の観光立国の実現に向けて重要な課題である。そのような観光地域を</p>		

	<p>効果的に形成するためには、観光地域が差別化された「価値」や「魅力」を見出し、「ブランド」を確立することが重要であり、日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域について、地域の取組段階に応じた戦略的な観光地域づくりを促進することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>①観光地域ブランド化基盤づくり支援 目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築</p> <p>②観光地域ブランド化確立支援 来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備（例：ワンストップ窓口の整備等）、地域らしさを演出する地域独自の空間の形成（例：まちなみ等に配慮した色彩の統一等）、取組の恒常的実施・改善（例：品質を保証するシステムの構築等）について関係省庁の施策との連携を図りながら実施</p>
社会的ニーズ	地域の「ブランド」の確立を通じた国内外から選好される魅力ある観光地域づくりは、地域経済の活性化や雇用の維持・創出等をもたらすことから、社会的ニーズは高い。
行政の関与	地域の「ブランド」の確立を通じた国内外から選好される観光地域を形成するには、地域の幅広い関係者の参画・協働のもと、地域の様々な資源を最大限に活かした取組を進めていく必要がある。このような取組は、地域全体の活性化を見据えた公共性の高い取組であることから、行政が積極的に関与する必要がある。
国の関与	観光地域における「ブランド」確立に向けた先進的な取組が進められ成功事例が生み出されることにより、先進事例を模範とする取組が普及し全国的な観光地域づくりの底上げへの寄与が期待されること、また、日本を代表する観光地域のブランド化への取組は、全国レベルの位置づけの中で行われるものであることから、国が積極的に関与する必要がある。
施策等の効率性	
本 案	<p>費用</p> <p>245百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>①ブランド戦略の策定</p> <p>②ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けたアクションプランに基づく事業の実施</p> <p>効果</p> <p>日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域を対象に、基軸となる観光地域づくりの理念（コンセプト）、主たる顧客層（ターゲット）、自地域の位置取り（ポジショニング）等を明確にした地域のブランド戦略を策定し、それに基づく事業を関係省庁等とも連携して集中的に実施することにより、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域を早期に形成することが可能となり、効果的である。</p> <p>比較</p> <p>ブランド戦略の策定とそれに則った事業の実施を行うものであり、上記のとおり、大きな効果が得られる。</p>

代替案	概要	国はブランド戦略策定に向けた指導のみを行い、事業実施は地方公共団体等に委ねることとする。
	費用	国費はなし。
	効果	<p>国内外から選好される国際競争力の高い観光地域を早急に形成するため、日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域を対象に、先進的な取組の支援を全国的見地から行うものであり、取組地域間の競争環境の確保、取組全体を通じた知見の地域への還元等を踏まえると、一地方公共団体による施策の効果は限定的なものになると考える。</p> <p>また、「ブランド」確立の前提となる滞在交流型の観光地域づくりに積極的に取り組んでいる地域も限定的であり、地方公共団体等の観光に係る施策が、一般的に即効性を期待した短期的な取組に重点を置く傾向があること等を踏まえれば、地方公共団体に全面的に委ねた場合の効果は限定的なものになると考える。</p>
	比較	効果が限定的である。
	本案と代替案の比較	本案は、日本を代表する有形・無形の地域資源があり、かつ意欲的な観光地域を対象にブランド戦略の策定とそれに則った事業の実施の支援を行うものであり、国が全国的見地から取組地域の状況を把握した上で、集中的に支援を行うため、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを実現する事業として効果的である。また、国が事業を行うことにより、観光地域のブランド確立に向けた施策の効果を把握・検証することで、観光行政としてのノウハウが構築され、今後その効果の全国的な展開が可能となる。
施策等の有効性	「ブランド」の確立を通じて、国内外からの観光客に選好される魅力ある観光地域が創出され、国内外の旅行者による交流人口の拡大、滞在時間の延長による旅行消費額の拡大が期待される。	
その他特記すべき事項	<p>○観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）</p> <p>2. 基本計画の策定の方向性</p> <p>(2) 観光の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源を十分に活用した戦略的な観光地域づくりを継続的に行い、国内外の観光客から日本を代表する「ブランド」としての評価を確立することが重要 <p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <p>2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～</p> <p>(1) 更なる成長力強化のための取組</p> <p>④観光振興〔観光立国戦略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化など、観光立国を推進 <p>○事後評価や事後検証の実施方法及び時期</p> <p>平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施。</p>	

【No. 15】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進		
担当課	国土政策局地方振興課	担当課長名	課長 長崎 卓
施策等の概要	<p>雪国の安全安心な暮らしの確保を推進するために、豪雪地帯において、雪対策に意欲的・積極的に取り組むコミュニティ、NPO等の多様な主体による、先導的で実効性のある地域の実情に即した新たな克雪体制の取組について実証調査を実施することにより、効果的・効率的な克雪体制の手法を確立し、他の豪雪地帯に対して取組を紹介し普及を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：24百万円】</p>		
施策等の目的	<p>豪雪地帯は、はなはだしい積雪のため、産業の発展、住民の生活水準の向上が阻害されており、雪処理に係る仕組みの普及啓発、快適な冬の生活環境づくりや地域特性を活かした個性的で生き生きとした雪国の形成が求められている。</p> <p>平成22・23年度の大雪では、平成18年豪雪に迫る約130名の死者が発生し、雪害対策についてさらなる検討が必要である。</p>		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	<p>共助等による除雪体制が整備された市町村の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合 		
目標値	特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）の約90%		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成18年度豪雪では全国で152名（戦後第2位）の死者が発生している。その後も、毎年平均40名程度死者が発生。昨・今冬共に約130名の死者で例年より多い状況となった。なお、特別豪雪地帯（201市町村）において共助による地域除雪を実施している地区があるのは122市町村と6割程度であり、なお改善の余地がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>豪雪地帯では人口減少・高齢化が進行している。除雪の担い手不足、地域コミュニティ不足、高齢化による防災力の低下等の理由により、近年雪処理に係る事故が多発している。また、全国の建設業者数は50万社とピーク時（H11）と比べ10万社減となり雪処理作業の人員不足が深刻となっている。これらの理由が、事故が多発する原因として考えられる。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>雪害は雪国共通の重大な課題となっている。特に、雪害による犠牲者の削減は、最重要課題である。また、多くの自治体は克雪体制整備の必要性・重要性は認識しつつも、財政負担、人員不足、ノウハウ不足等の理由から、道路除雪等の目先の対処的対策が優先され、新たな取組は後回し・後ろ向き、消極的になる傾向がある。このため、克雪体制整備に関わる多用な主体による取組の推進を国が率先して図る。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>豪雪地帯における安全・安心な暮らしの確保を目的に、共助による地域除雪の克雪体制手法について、先導的な地域の取組の効果検証調査を実施する。</p> <p>調査箇所については、全国の豪雪地帯の地域コミュニティ、NPO等様々な主体が連携した上で道府県、市町村と共同して応募があった箇所から、先導性、実効性、継続性等の視点から選定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪ボランティアセンターの設立・運営 <ul style="list-style-type: none"> e x. 地域内外の豪雪地帯住民との相互連携による地域除雪、都市部在住地元関係者による地域除雪、関係者からなる連絡協議会設置による地域除雪、大学生との連携による地域除雪等 ・ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成 <ul style="list-style-type: none"> e x. 雪かき道場（雪に不慣れな若者等が豪雪地のベテランから雪かきの知識と技術を学びボランティア活動に反映）等
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・「国土形成計画」では、「高齢化、人口減少が進行している現状を踏まえて、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進する」と記載されている。 ・「新成長戦略」に掲げられた条件不利地域の自立・活性化の支援に基づき、豪雪地帯の安全で安心な暮らしの確保を推進することが必要である。
行政の関与	総合的な雪対策の先導役となる市町村における地域特性を活かした個性的で創造的な取り組みを支援することで、国の豪雪地帯対策基本計画（豪雪地帯対策特別措置法第3条）に基づいた道府県豪雪地帯対策基本計画（同法第6条）が推進され、民生の安定向上の効果がある。
国の関与	<p>平成18年豪雪を受けて平成18年11月に変更した国の豪雪地帯対策基本計画においては、雪処理の担い手確保や、市町村雪対策計画の策定について、新たに追加されたところである。</p> <p>さらに、平成24年3月には豪雪地帯対策特別措置法が改正され、非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備（雪処理の担い手確保）の規定が追加されたところ。本事業を遂行することにより犠牲者ゼロプランの目標達成を推進する効果がある。</p>

施策等の効率性	
本案	費用 24百万円（平成25年度予算要求額）
	効果 調査によって得られたデータを収集分析し、それをもとに効果を検証し、効果的・効率的な克雪体制の手法、及び多様な主体による克雪体制の実現方策について確立し、全国に紹介する。
	比較 国土の半分が豪雪地帯である我が国において、国が雪国全体を支援することで、活発な情報交換や事例紹介に資することができ、効率的である。
代替案	概要 既存の取組・体制などを調査し、全国にPR
	費用 2百万円
	効果 調査によって得られたデータを収集し、多様な主体による克雪体制を全国に紹介する。
	比較 既存の取組・体制だけでは、近年の豪雪地帯に係る除雪の扱い手不足等の問題課題を解決することは困難であることが考えられるため、PRする内容も不十分となる可能性がある。
本案と代替案の比較	本案は代替案に比べ、地域の実情に沿った先進的な取組・体制を支援することで、継続的な克雪体制を推進することが可能である。また、体制の整っていない他の市町村に対しても、効果的・効率的なPRをすることが可能である。
施策等の有効性	本施策の実施により、効果的・効率的な克雪体制の手法を確立し、その他の豪雪地帯に対して取組を紹介し普及を図ることが可能となる。
その他特記すべき事項	平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法を改正している。 その際、衆・参議院災害対策特別委員会において附帯決議がなされ、地域における除排雪体制の整備等について3年後を目途に本法の政策効果の検証が求められている。 平成24年度内に豪雪地帯対策基本計画（閣議決定）の見直しを実施する予定。 平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

【No. 16】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援		
担当課	都市局市街地整備課 都市局街路交通施設課	担当課長名	課長 望月 明彦 課長 高橋 忍
施策等の概要	<p>物流拠点の整備が適切と認められる地域において、国際コンテナ対応施設や大規模災害時における防災拠点となる物流拠点等の整備・再整備等に対する特別の予算制度を創設するもの。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：11,832百万円】</p>		
施策等の目的	<p>大型コンテナ化等世界的な物流の効率化、企業サプライチェーンのグローバル化に対応するとともに、大規模災害時における防災拠点機能の確保を図るため、国際海上コンテナの通行可能な幹線道路ネットワーク沿道エリア等、物流拠点の整備が適切と認められる地域において、物流拠点等の整備・再整備を推進し、我が国の国際競争力の強化を図る。</p>		
政策目標	7. 都市再生・地域再生の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	物流拠点の整備・再整備地区数		
目標値	30 地区		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>臨海部の立地のよい既存物流施設の老朽化、大規模な物流施設が市街地に点在している状況から、物流の効率低下や居住環境への悪影響の懸念が生じている。</p> <p>また、東日本大震災により、自然災害による物流の寸断がサプライチェーンや支援物資物流に甚大な影響を与えることが明らかとなった。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>3PL業者の伸長、物流施設新設ニーズ・大型施設への集約ニーズなど、物流施設に求められるニーズの変化に対し、適地における施設用地が不足し、立地が散在している。</p> <p>また、立地のよい既存物流施設は老朽化しているにも関わらず代替地の確保が難しいこと等により建替が進まず、近年の物流ニーズへの対応が不十分な施設が多く高度利用が図られていない。</p> <p>自然災害への備えについては、物流施設の災害対策、災害時を想定した物流ネットワーク構築の取組が十分ではなかった。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>適正な土地利用のあり方に基づく物流機能を実現するため、物流拠点適地に関する国の方針を定め、整備・再整備を促進する必要がある。</p> <p>また、災害時においても、物流拠点が防災拠点、支援物資のネットワーク拠点となるよう、拠点の防災性の強化を促進する必要がある。</p> <p>IV 施策等の具体的な内容</p> <p>国際競争力強化に資する物流拠点適地に係る国の方針に適合したプロジェクトに対する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備・再整備検討協議会への補助 ○整備・再整備事業への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ対応施設に対する支援 ・防災拠点に対する支援 等 ○適正配置に対するインセンティブ付与 等
社会的ニーズ	<p>総合物流施策大綱（2009–2013）における基本的な方向性「グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現」において「国際・国内を問わずグローバル・サプライチェーンの上に存在する物流のボトルネックを解消し、企業のグローバル・サプライチェーンを支える国際・国内一体の効率的な物流の実現に取り組む必要がある」と掲げられており、物流の主要要素の一つである物流拠点においても、グローバル・サプライチェーンを支えるという観点、およびコスト低減・効率化に向けた不断の改善が求められている。</p> <p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）における11の成長戦略の一つである「持続可能で活力ある国土・地域の再生」において、重点施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が掲げられており、国際競争力強化に資する取組が求められている。</p> <p>社会资本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）における「プログラム14 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」において、「国際交流拠点へのアクセス改善」の取組の中に物流拠点の整備促進等に向けた取組が掲げられている。</p>
行政の関与	適正な土地利用のあり方に基づく物流機能の実現のためには、行政の関与が不可欠である。
国の関与	国際競争力強化に資する物流適地に関しては、国家的・都府県をまたぐ広域的な観点が必要であり、国が関与すべき施策である。

施策等の効率性	
費用	<p>11,832百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>国際競争力に資する物流拠点の整備が適切と認められる地域における、国際コンテナ対応施設や大規模災害時における防災拠点となる物流拠点等の整備・再整備等に対する支援</p>

本 案	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の国際競争力強化に資する物流コストの低減が図られる。 ・防災性の向上により、サプライ・チェーンの継続性の確保が図られる。 ・物流拠点の整備促進により、民間投資が誘発される。 ・物流拠点の適正配置により、市街地の環境悪化を防止できる。
	比較	国際競争力に資する物流拠点適地における物流拠点等の整備・再整備促進により、国際競争力と防災性の向上が促進される。
代替 案	概要	個々の拠点ごとに整備・再整備を図る。
	費用	個々の拠点の整備・再整備に要する費用
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の拠点が用地発生にあわせて整備される。 ・再整備のスピードが高まらない
	比較	物流効率の低下の懸念、迅速性が確保できないことから、拠点整備・再整備に見合う費用対効果が十分上げられない場合が想定される。
本案と代替案 の比較		本案は、適地での拠点整備・再整備を促進することで物流効率化を図ることによる国際競争力強化、防災性の向上を図るものであることから、代替案よりも効果的なものである。
施策等の 有効性		本施策は、「グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現」「国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」という国家的な課題に対し、適正な土地利用・用途のあり方に基づく物流機能の実現により、都市機能の維持および国際競争力強化を図るものであることから、有効であると言える。
その他特記 すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）における11の成長戦略の一つである「持続可能で活力ある国土・地域の再生」において、重点施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が掲げられており、国際競争力強化に資する取組が求められている。 ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「プログラム14 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」の「国際交流拠点へのアクセス改善」の取組として「物流拠点の整備促進等」と記載されている。 ・平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	社会資本の適確な維持管理・更新の推進		
担当課	総合政策局 公共事業企画調整課	担当課長名	事業総括調整官 光成政和
施策等の概要	<p>施設の実態を踏まえた、より精度の高い維持管理・更新費用の推計方法や、社会構造の変化に対応した新たな維持管理・更新の実施方策に関する施設横断的な検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本の適確な長寿命化・老朽化対策を推進するとともに、社会資本の実態や将来の維持管理・更新費用など公共投資の全体像を国民全体で共有することを目的とする。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	一		
検証指標	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインの作成		
目標値	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインが作成されている		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>社会資本の適確な維持管理・更新を進めるためには、各管理者において老朽化が急速に進行する社会資本の実態と今後必要となる維持管理・更新費用を把握した上で、計画的に長寿命化・老朽化対策を進めることが重要である。しかしながら、現状の維持管理・更新費用の推計方法は、過去の投資実績等を基にしたマクロ推計に留まっている。</p> <p>また、人口減少をはじめとする社会構造が変化する中でも、維持管理・更新を持続的に行い、社会資本を確実に次世代へ継承すべきである。しかしながら、現在その方策は確立されていないため、維持管理が困難となる社会資本が生じる恐れがある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>適確な実態把握や推計のためには各管理者が定期的な点検、診断を通してデータの蓄積を図り老朽化の実態を把握し、より実態に即した推計を行うことが求められるが、財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体も多い。また、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策については、未だ確立されていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体に</p>		

	<p>おいても維持管理・更新費の推計を可能とする方法や、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策を確立することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>より精度が高く、データ収集・整理が容易な既存施設の老朽化の実態把握及び維持管理・更新の推計方法の検討を行うとともに、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。</p>
社会的ニーズ	提言型政策仕分け（H23.11.22）において、「公共投資の全体像について一層の説明責任を果たすべき」、「既存ストックの維持管理・更新については、民間資金の一層の活用を図るとともに、重点化や長寿命化を図りつつ、見通しを立てた計画的な更新を行うべき。」との指摘がなされている。
行政の関与	本施策は社会資本の維持管理・更新を如何に的確に行うかを検討するものであり、管理者である行政機関が実施すべき内容である。
国の関与	国が管理している施設については、国自ら実施する必要がある。また、地方公共団体等が管轄する社会資本についても、参議院決算委員会の決算審査措置要求決議（H23.12.7）において、「政府は、国直轄の社会資本についてはもとより、地方公共団体が管轄する社会資本についても、資金、技術、人材等の支援を行う等して、長寿命化・老朽化対策を早急かつ効率的に行い、社会資本の維持管理・更新費の縮減に努めるべき」とされており、国が関与する必要がある。

施策等の効率性			
本案	費用	30百万円（平成25年度予算要求額）	
	効果	社会資本の適確な維持管理・更新がなされることにより、国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことが可能となる。	
	比較	施設横断的に検討を行うことにより効率的な実施が可能であり、また様々な施設を横断的・俯瞰的に検証することにより、各施設における取組の相対評価も可能となる。	
代替案	概要	事業毎で個別に実施した場合	
	費用	事業毎にそれぞれ同額の費用が必要と想定される。	
	効果	代替案で実施した場合、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率である。また、代替案では、施設横断的・俯瞰的な検証を行うことは難しいことから、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。	
	比較	代替案では、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率であり、また、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。	

	本案と代替案の比較	本案は、代替案と比較して、効率的な実施が可能であり、また検討内容の充実が図られることから、本案により実施することが適当である。
	施策等の有効性	本施策の実施により、社会資本の管理者において、適確な維持管理・更新が図られることとなり、もって国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことに資する。
	その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略（H24.7.31閣議決定）において、「社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する」と記載されている。 ・社会資本整備重点計画（H24.8.31閣議決定）において、「地方公共団体が管理する施設を含め、国土交通省が所管する主な社会資本の実態を継続的に把握するとともに今後の維持管理・更新費を推計」と記載されている。 ・平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

【No. 18】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	官民連携による社会资本の整備等に係る先導的取組の推進		
担当課	総合政策局官民連携政策課	担当課長名	課長 石田 優
施策等の概要	地方公共団体等が実施するPPP/PFIに関する先導的取組（防災・エネルギー分野におけるエリア全体での取組やPFIの実施の可否を検討する制度の導入等）に係る支援を行い、PPP/PFIによる民間の知恵・資金等の積極的な活用を推進する。（予算関係） 【予算要求額：400百万円】		
施策等の目的	少子高齢化、財政制約、防災・減災対策、エネルギー制約等の様々な課題に直面する中で、PPP/PFIによる民間の知恵・資金等の積極的な活用を推進することにより、真に必要な社会资本の整備・維持管理・運営等を着実に行い、持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めていく必要がある。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	一		
検証指標	国土交通省関連のPPP/PFI事業費		
目標値	2兆円		
目標年度	2020年（平成32年）まで		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成11年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という）制定以降、平成24年1月時点で国土交通省所管PFI事業の累計は101件となっている。</p> <p>しかしながら、事業内容としては、土木施設がほとんどなく、公営施設や庁舎などの建築物が中心であり、事業形態も、民間PFI事業者のコストが公共部門により支払われるサービス購入料により全額回収される類型である「サービス購入型」が78%を占めているなど、社会资本整備に十分に民間の知恵・人材・資金を活用しているとは言えない状況にある。</p> <p>また、これまでには、新たなPPP/PFI事業の案件形成支援や課題検討調査に取り組んできたが、2020年度までの目標達成に向けて、今後、より一層の民間の知恵・人材・資金等の活用を推進するため、さらなる支援策の拡充が必要である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>多くの地方公共団体等において、PPP/PFIの活用についての意識が希薄であり、一部の先進的な地方公共団体等を除き、PPP/PFIの活用実績がない。</p> <p>また、民間の創意工夫を積極的に取り込むため、民間事業者によるPFI事業についての提案制度が創設されたものの、今までのところ活用事例はない。</p>		

	<p>さらに、将来の大規模災害や深刻なエネルギー制約への対応が求められる中で、防災や再生可能エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野におけるPPP/PFI事業化促進に向けた取組が求められているところである。</p>
	<p>iii 課題の特定</p> <p>先導的な案件形成支援だけでなく、PPP/PFIの活用に向けた先進的な取組の導入にも支援することで、より多くの地方公共団体等でのPPP/PFIの活用や、民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギー分野におけるPPP/PFIの事業化を促進する。</p>
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>PPP/PFIの案件形成推進のため、地方公共団体等が実施するPPP/PFIに関する先進的取組の調査・分析に要する調査委託費を、国が地方公共団体等に補助する。</p>
社会的ニーズ	官民それぞれが明確な責任と義務を持って公共事業を進め、国民の税金を最大限有効活用し、国民に対して最高の価値を生み出すことを目的としている新たなPPP/PFIのより一層の活用推進を図るものであり、持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めていくために不可欠である。
行政の関与	公共部門が担うべき公共サービスの提供において、民間の知恵、人材、資金等を活用した新たなPPP/PFIのより一層の活用推進を図るものであり、官と民とが連携して実施するものである。
国の関与	約9割の地方公共団体においてPFIの活用がなされていないという現状に鑑み、先導的な取組に対する支援といった具体的な事業案件の発掘等を支援する環境整備を国主導で行うことが必要である。

施策等の効率性	
費用	400百万円（平成25年度予算要求額） 官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組推進費
効果	先導的な取組の導入支援を行うことで、PPP/PFIの活用に取り組む地方公共団体等の裾野を広げ、民間の創意工夫を積極的に取り込むための民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギーといった新たな分野にPPP/PFIの活用を広げることができる。 これにより、PPP/PFIをより一層活用できる環境を作り出すことができ、民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出した優良なPPP/PFI事業を創生できる。
比較	上記費用により、公的部門への民間の知恵・資金等の取り込みのための環境整備がなされることにより、真に必要な社会資本の整備・維持管理等が効率的かつ戦略的・重点的に実施され、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。これらの大きな効果から、効率的といえる。

代替案	概要	公共施設等整備のため、国又は地方公共団体等が、社会资本の新規投資及び維持管理を実施
	費用	公共施設等整備のため、国又は地方公共団体等による、社会资本の新規投資及び維持管理の実施に必要な事業費
	効果	社会资本の整備及び維持管理が適切に行われる
	比較	費用に見合った効果が得られるが、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるることは困難
本案と代替案の比較		<p>先進的な取組の導入支援を行うことで、PPP/PFIの活用に取り組む地方公共団体等の裾野を広げ、民間の創意工夫を積極的に取り込むための民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギーといった新たな分野にPPP/PFIの活用を広げることができる。</p> <p>これにより、PPP/PFIをより一層活用できる環境を作り出すことができ、民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出した優良なPPP/PFI事業を創生できる。</p> <p>その結果、従来型の公共事業により社会资本の整備及び維持管理を行う場合と比べて、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。よって、本案の方が効率的である。</p>
施策等の有効性		<p>公的部門への民間の知恵・資金等の取り込みのための環境整備がなされることにより、真に必要な社会资本の整備・維持管理等が効率的かつ戦略的・重点的に実施され、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。</p> <p>従って、施策目標の、社会资本整備・管理等を効果的に推進することにつながるため、有効であるといえる。</p>
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPP等の積極的な活用を図る」としており、また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、「従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る必要がある。」とし、「国土交通省関連のPPP/PFI事業費について2020年までの合計で新たに2兆円実施する。」との戦略目標が設定しているところである。 このような中で、公共施設等運営権制度や民間提案制度等の新たな制度の導入を含む改正PFI法が平成23年11月に施行されたところであり、今後は、これらの新たな制度の活用も含めPPP/PFIを活用した具体的な案件を積極的に形成していく必要がある。 ○「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）において、「官民で連携して、…成長マネーの供給を拡大するため、…PFI事業推進の官民連携インフラファンド（仮称）の創設を進める」としており、官民連携インフラファンドの創設のための関連法案が第180回国会に提出されている。今後は、当該ファンドや地域金融機関の活用も含め、民間の資金を真に必要な公共施設等の整備・維持管理・運営等に供給する仕組みの活用を推進する必要がある。 ○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、「PFIの強力な推進…により、インフラ更新等の投資を促進する」、「民間活力の活用を図りつつ、インフラ投資を促進するため、民間資金等を活用する手法（PFI/PPP）の具体的な案件形成等を推進

	<p>する」としており、新たな取組の導入などPPP/PFIのより一層の活用推進を図る必要がある。</p> <p>○「政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針」（平成24年8月1日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「防災や再生可能エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野における事業化促進に重点的に取り組む」、「独立採算型PFIの拡大に資するよう、公共施設整備を行う際に、まずはPFIの実施の可否を検討する制度につき、事務負担の観点にも留意しながら、独立採算型PFIを対象に、2013年度において2014年度予算の編成プロセスから実施できるよう、内閣府と関係省庁が連携・協力して検討を進める。」としており、防災・エネルギー分野におけるエリア全体での取組やPFIの実施の可否を検討する制度の導入等の先導的な取組への支援を進めることにより、PFI事業の一層強力な推進を図る必要がある。</p> <p>○「社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）において、「PPP/PFIを推進するためには、民間提案の活用を推進する必要もある。このため、民間によるPPP/PFI事業に関する提案を、国及び地方公共団体が、積極的に活用できる環境整備を行う」としており、地方公共団体における民間提案制度の活用等の先導的な取組への支援を進める必要がある。</p> <p>このような新たなPPP/PFIの仕組み・事業スキーム等の創設を踏まえ、新たなPPP/PFIの普及を図るためにには、国主導で、地方公共団体等における先導的な取組を支援することが必要である。</p> <p>○平成28年度とりまとめ政策レビュー「官民連携の推進」により事後評価を実施。</p>
--	---

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進		
担当課	土地・建設産業局 土地市場課	担当課長名	課長 西川 智
施策等の概要	<p>エネルギー消費量等不動産の管理情報を取りまとめたわかりやすい評価指標であるベンチマークを開発することにより、環境不動産（構造・設備などの環境性能が高く良好なマネジメントがなされている不動産）の普及促進を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	<p>消費エネルギーの低減 不動産市場の活性化 地球環境問題への対応</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	—		
検証指標	環境に配慮した不動産の延床面積		
目標値	10,000,000m ²		
目標年度	平成32年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務部門（オフィスなど）は国内のエネルギー使用量の19%を占めており、省エネ法や環境確保条例（東京都）などエネルギー使用量・CO₂排出量に関する規制への対応に加え、東日本大震災を契機として今般電力需給がひっ迫し、エネルギー効率の良い不動産の重要性が再認識されているが、既存の不動産ストックの省エネ改修等が進んでいない。 <p>ii 原因の分析</p> <p>環境面などを考慮した不動産への投資の障害となっている要因として、約75%の投資家が「情報の欠如」、すなわち、個々の不動産の環境性能やマネジメントの良さが不明確であることを挙げている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>海外では環境不動産に関する簡易な評価指標がすでに確立されており、我が国においてはさらなる情報の可視化・流通が課題である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>不動産の管理情報を統計的に取りまとめた評価指標であるベンチマークを開発し、以下を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 既存ビルへの改修投資促進による市場メカニズムを通じた都市の更新 省エネ性能向上、消費エネルギー低減 		
社会的ニーズ	環境規制下、また震災後、電力需給がひっ迫する状況において、エネルギー効率の良い不動産は社会的な要請が大きい。		
行政の関与	市場のみに任せても、投資家・ディベロッパーなどの市場参加者がそれぞれ踏み出せず、進んでいないのが現状である。また、各市場参加者に公平・公正なベンチマークの開発を行うためにも行政の関与が必要である。		
国の関与	震災後、電力需給がひっ迫する状況において、市場メカニズムを活用した不動産の省エネ・環境対応を全国的にかつ強力に推進するためには、国が指標を作成しなければならない。		

施策等の効率性	
本案	費用 30百万円（平成25年度予算要求額）
	効果 ビルの環境性能やマネジメントに関する情報が可視化され、市場メカニズムを活用したストックの高質化、ひいては都市の更新が図られる。
	比較 2年間で完了する事業であることや、指標作成により民間の事業活動を促す施策であることから、費用対効果が大きい。
代替案	概要 ベストプラクティス集の作成、環境不動産の価値分析、セミナーの開催等により、不動産の環境価値が市場参加者に認識・評価されるための情報整備・提供を行う。
	費用 約50百万円／年
	効果 関係団体等に対して「環境不動産」の知名度の向上は図られるものの、実際の投資行為やストックの高質化等に直結するものではなく、効果は限定的。またセミナー開催による知名度向上は一過性の効果である。
	比較 情報提供業務だけでは、効果が限定的と言える。
本案と代替案の比較	本案においては、評価指標を確立するため、ビルの環境性能やマネジメントに関する情報が可視化されるので、直接的に投資・改修行為につながることが期待される。一旦ベンチマークが開発され、運用されると継続的に効果があり、費用対効果を考えても本案の方が優位である。
施策等の有効性	本施策により不動産の環境性能やマネジメントが可視化され、テナントによる環境不動産の選好が進む結果、運用改善や改修投資が促進されることでビルストックの高質化が図られる。オフィスワーカーが無理をせず、生産性を保ったままエネルギー消費量の抑制が達成できるうえ、不動産市場の活性化も期待できるため、有効な施策である。
その他特記すべき事項	日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）の重点3分野の1つ「グリーン成長戦略」において、環境性能に優れた不動産の供給促進（環境に配慮したオフィス等の評価手法の開発・運用等）を行い、2020年度までに環境に配慮した不動産の延床面積を1,000万m ² とすることを明記。 また、国土交通省「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日公表）の【1 低炭素・循環型システムの構築】（まち・住まい・交通が一体となった創エネ・蓄エネ・省エネ化の推進）において、環境に配慮したオフィス等の評価手法の開発に取り組むことと上記同様の目標を明記した。 平成30年度に事後検証シートにて事後検証を実施予定。

【No. 20】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	不動産証券化を活用した地域活性化の推進		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	課長 石川 卓弥
施策等の概要	地方における不動産証券化事業の実施に向けた取組支援として、不動産証券化事業を検討している地方事業者等への助言や事業取組支援等を実施する。 【予算要求額：42百万円】		
施策等の目的	不動産の証券化を検討している地方事業者等を対象とした総合相談窓口を設置するとともに、モデル性の高い証券化事業に対する支援を行うなど、地方における不動産証券化手法の活用のための支援体制を検討する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	150 不動産証券化実績総額		
検証指標	—		
目標値	75兆円		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> 不動産証券化実績は増加しているものの、その大半が東京都をはじめとする都心部において実施されているものであり、地方部における不動産証券化の取組みは進んでいない状況。		
	<p>ii 原因の分析</p> 証券化手法を活用した不動産投資に対する積極意向は示されているものの、地方においては証券化手法に関する知識やノウハウが不足している。		
	<p>iii 課題の特定</p> 地方において不動産証券化の取組みを実施するプレイヤーを増やすことが必要。		
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> 不動産証券化を検討している地方事業者等を対象とする総合相談窓口の設置やモデル性の高い証券化事業に対する支援（専門家派遣、計画策定支援等）を行う。		
社会的ニーズ	日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）においても、「民間資金導入のための不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた必要な耐震改修を進める」、「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る」とされており、地域における不動産証券化手法の拡充が求められている。		
行政の関与	都市機能の更新や地域活性化につながる地方における不動産証券化の取組支援を		

		図るものであり、行政の関与が不可欠である。
国との関与		全国における不動産証券化を活用した都市機能の更新、地域活性化を促進する取り組みとして、国が実施する必要がある。

施策等の効率性		
本案	費用	42百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	地方事業者等を対象とした総合相談窓口を設置するなど、証券化事業の実施に向けた取り組みを支援することにより、地方におけるプレイヤーや証券化事業の増加が見込まれる。
	比較	本案により、地方での事業の取組みが増加することは、証券化事業の活発化、地域活性化につながることとなり、費用に対して大きな効果が見込まれる。
代替案	概要	国による関与はなく、民間事業者が適宜実施。
	費用	国費はなし。
	効果	地方部において証券化事業の取組みを検討しながらも知識やノウハウのない事業者による事業の実施は難しい。
	比較	証券化事業を行っている既存の事業者により都心部での証券化事業は行われるもの、地方部における事業実施の拡大は見込めない。
本案と代替案の比較	本案により、既存の事業者のみならず、地方事業者等による証券化事業実施の拡大が見込まれる。	
施策等の有効性	本施策の実施により、地方において不動産証券化の取組みを実施するプレイヤーが増加し、また、証券化事業の取組みが活発化することで、地域の活性化ひいては不動産投資市場の活性化につながるものであり、有効である。	
その他特記すべき事項	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） 「民間資金導入のための不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた必要な耐震改修を進める」 「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る」</p> <p>○平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	防災パッケージの推進		
担当課	水管理・国土保全局河川計画課	担当課長名	課長 池内 幸司
施策等の概要	<p>アジアをはじめとする災害に脆弱な国に対して、各国のニーズに応じて、産・学と協働、関係省庁・機関間で連携し、調査・計画段階から整備、管理・運用段階まで一貫して、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制を組み合わせた対策をヒト・モノ・ノウハウを合わせて総合的に提供する「防災パッケージ」を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	<input type="radio"/> 途上国等における防災対策支援 <input type="radio"/> 民間企業ビジネスの海外展開促進		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 12 國際協力、連携等の推進		
施策目標	32 建設市場の整備を推進する 43 國際協力、連携等を推進する		
業績指標	154 我が国建設企業の海外建設受注高 178 國際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
検証指標	—		
目標値	1.5兆円 131件		
目標年度	平成27年度 平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等が成長するためには、蓄積した資産を基にさらなる生産活動に結びつけることが必要である。一方で、近年災害が頻発化する中で、ひとたび災害に遭遇したならばその資産を喪失する等貧困の悪循環から脱却することが難しい状況にある。この現状を打破するために防災対策の強化が求められている。 ・民間企業の海外展開のためには、民間企業が保有する技術が途上国等において利用される可能性を高める必要がある。一方で、当該国のニーズの把握が不十分である、あるいは、保有する技術が当該国の自然・社会条件の下で有効に適用できる形になっていない場合が多い。したがって、ニーズ把握や技術開発等のビジネス展開に係る環境整備の強化が必要である。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等の防災力向上のためには、防災情報、警戒避難体制、土地利用規制、インフラ、制度・体制の多岐にわたる防災対策の中からニーズに合った適切な組合せを特定し、実現化する調査・計画策定、整備、管理・運営が必要であるが、当該国の防災行政機関には、それを駆使するヒト・モノ・ノウハウが不足している。 ・民間企業が途上国等において防災対策の整備、管理・運営におけるビジネス展開を 		

	<p>行うためには、防災対策の調査・計画策定段階から関与し、民間企業が保有する技術が活用される可能性を高める必要があるが、防災を担当する機関は当該国の行政機関であるため、民間企業単独ではニーズの把握が難しい。</p>
	<p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等の防災力向上および民間企業ビジネスの海外展開促進のためには、 <ul style="list-style-type: none"> ●途上国等の防災力向上に資する協力案件の発掘・形成 ●日本の防災技術を途上国等のニーズに適用できる形への改良・開発 ●日本のプレゼンスが發揮される国際協力の展開 <p>を推進することが必要である。</p>
	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●途上国等の防災力向上に資する協力案件の発掘・形成 <p>途上国等の政府高官招聘を含む政策対話の実施や、セミナーの開催を通じて、日本の防災に係る産学官が連携して当該国ニーズを把握し、協力案件を発掘・形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本の防災技術を途上国等のニーズに適用できる形への改良・開発 <p>日本が保有する技術が災害脆弱国で広く普及されるよう、災害脆弱国の自然・社会条件に応じて柔軟に対応しうるような国際標準型の技術に改良・開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本の防災技術協力が促進されるような国際協力の展開の推進 <p>防災の主流化の動きを促進し、各国の防災行動規範を策定する国連の活動に、初期の段階から継続的に参加することで、防災パッケージの展開に資する国際協力を推進する。</p>
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本が築き上げてきた社会インフラを、アジアを始め世界に展開し、世界経済の発展・安定化に貢献することが、日本再生にもつながる。日本の再生は、国際的な発展を伴わざには実現できない。このため、治水、防災等の我が国が有する優れたシステム・技術の海外への提供を進める。 <p>(「日本再生戦略」から一部抜粋)</p>
行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国等の防災力向上のための防災行政機関の強化（制度・体制の構築、人材の育成等）にあたっては、日本の防災行政機関に蓄積された経験を国際協力を通じて共有することが必要であるが、それには防災対策に関する基本的な責任を有する行政機関が主導的に対応する必要がある。
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業が単独で途上国等のニーズを把握し、開発した技術を活用してビジネス展開を行うことは難しいため、国が実施する当該国の防災対策の案件形成にあわせて民間企業の技術を適用する範囲を拡大するという形で、国が先導的に民間企業が活躍できる環境整備を強化する必要がある。
施策等の効率性	

	費用	400百万円（平成25年度予算要求額） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 途上国における水災害軽減案件形成調査 ➢ 我が国が有する水災害軽減のためのソフト技術を国際標準とするための技術開発 ➢ 国連「水と災害フォーラム（仮）」の運営
本 案	効果	日本の優れた防災技術の導入による途上国等の防災力向上および日本の民間企業の海外展開の促進効果が見込まれる。また、途上国等の防災力の向上は、当該国に進出している日系企業の災害リスク低減、食料・製品の安定的生産・供給等を通じて、グローバル経済の安定化に寄与する。このプロセスにより、防災を旗印にした日本のプレゼンスが發揮される。
	比較	国際的に防災主流化が求められる中で、「防災への1ドルの投資による防げる被害は7ドルに及ぶ」との報告が国際機関からなされている。今後国際的に防災への投資が増大していく状況において、途上国等の安全性向上を図るとともに、優れた技術を有する日本企業が受注できる割合・量を拡大させることができ、効果がきわめて大きい。
	概要	国が本施策を実施しない場合
代替 案	費用	なし
	効果	国が本施策を実施しない場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等の防災力の向上が見込めない、あるいは、その向上が遅れる ・防災分野で日本の民間企業の海外展開が進まない、あるいは、限定される ひいては、グローバル経済の災害脆弱性の改善が見込めず、日本のプレゼンスも發揮されない状況となる。
	比較	途上国等の防災力が向上されない状況において、近年に見られるように自然災害の頻発化、激化が進行したならば、災害被害額が増大することとなり、当該国だけでなく、日本の成長にとってマイナス要素となる。
	本案と代替案 の比較	災害被害額を低減するために、災害が発生してからの対症療法的な対応から、災害が発生する前にリスクを低減させる予防・減災に転換することが国際的に求められている。この観点から、本案は代替案と比べて極めて有効である。
	施策等の 有効性	本施策を通じて、途上国等における防災力向上を促進することにより、途上国等の社会的な安全度の向上、経済社会の発展等への貢献につながるとともに、日本の優れた防災技術が活用される案件が増大することにより、日本の民間企業の海外ビジネス展開も促進される。
その他特記 すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） 「アジアなど災害に脆弱な国に対し、洪水対策マスターplan策定・改定や災害に強靭なインフラの整備、防災システムの構築・運用といったハード・ソフト面での支援等を、产学研官が連携しつつ効果的に組み合わせて行う」 ・平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施。

【No. 22】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海洋産業の戦略的育成のための総合対策		
担当課	海事局総務課技術企画室 海事局安全環境政策課	担当課長名	海事局安全・環境政策課長 (課長 加藤光一)
施策等の概要	<p>拡大を続ける世界の海洋開発分野の成長を我が国産業に取り込むとともに、将来のEEZ開発を我が国の技術で行うために、海洋資源開発プロジェクトへの進出支援、これまで我が国が商船で培った技術をもとに国際競争力の基盤となる技術力の向上、生産基盤の強化等により海洋産業の育成を官民一体となって戦略的に実施する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：2,900百万円】</p>		
施策等の目的	将来のEEZ開発を我が国で行いうる技術を確保しつつ、海洋開発分野における我が国産業界の国際競争力強化、ビジネス拡大を図り、世界の成長を取り込むことにより、新市場の創出を目指す。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	海洋構造物の受注量（検討中）		
目標値	(検討中)		
目標年度	(検討中)		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>現在世界の海洋開発市場が急成長している中で、韓国及び中国が海洋開発分野における政府としての戦略を策定し、シェアを拡大している。一方で、我が国は1980年代には海洋構造物の建造実績を有していたものの、現在の海洋構造物手持ち工事量のシェアはわずか1%に過ぎず、このままでは世界の成長から取り残されてしまうことが懸念される。また、我が国のEEZ開発は遅れをとっている。一方で、我が国は1980年代には海洋構造物の建造実績を有していたものの、現在の海洋構造物手持ち工事量のシェアはわずか1%に過ぎず、このままでは世界の成長から取り残されてしまうことが懸念される。また、我が国のEEZ開発は遅れをとっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>我が国において海洋構造物建造実績のある技術者が年々減少するとともに、直近10年間の建造実績が乏しいことから、我が国造船事業者による受注が困難となっている。また、狭い敷地、高い人件費等我が国固有の課題も存在する。</p> <p>さらに、海洋開発の投資額は年々大きくなってきており、民間企業1社でのリスクテイクが困難となってきている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>○我が国の強みを活かして進出可能な新規分野の特定とその進出支援及び将来的な展開</p>		

	<p>市場を見据えたフロンティア技術の開発・実用化支援</p> <p>○狭矮な敷地、高い人件費等我が国固有の事情を踏まえた、設計、生産工程の合理化、効率化及び海洋人材の育成等生産基盤の強化</p> <p>○設計・調達・建造・設置・管理等を取り仕切る総合エンジニアリング能力の結集・強化及び民間では負いきれない大規模なリスクテイクを可能とする金融・財政支援の検討</p> <p>が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>我が国排他的経済水域（EEZ）内における海洋開発案件が直近では予定されていないところ、まずは海外で行われている海洋開発へ参画するための支援を行い、日本の優れた海事産業技術を活用する。</p> <p>具体的には、多数の洋上施設への人員、機材の輸送を効率的に行うための拠点基地となる大型浮体構造物（ロジスティックハブ）等新分野への進出にあたっての課題の整理及び解決策の検討、我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋開発で活かし、さらに今後も世界の成長を取り込むため、国際競争力の基盤となる技術力の向上、革新的な工法の開発等生産基盤の強化等を戦略的に推進する。</p>
社会的ニーズ	日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、『資源の宝庫である「海洋』は、政府を挙げて取り組んでいくべき人類全体のフロンティア』とされ、「海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発・利用・保全、宇宙空間の開発・利用を戦略的に推進する」とされている等、我が国政府として海洋開発を進める方針が示されているところ。
行政の関与	本施策を講じなければ将来のEEZ開発を我が国の技術で行うことが困難になるため、エネルギー安全保障の観点からも国が主導すべきである。一方で、海洋開発は投資額が膨大でリスクが大きいため、民間企業のみで対応を行うことは難しいことから、官民一体となった海洋開発体制の構築が必要である。
国の関与	エネルギー安全保障の観点、民間ではとりえない大規模リスクテイクの観点等より国の関与が必須である。

施策等の効率性	
本案	<p>費用</p> <p>2,900百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>○海洋資源開発プロジェクトへの進出支援</p> <p>○国際競争力の基盤となる技術力の向上</p> <p>○生産基盤の強化等</p>
	<p>効果</p> <p>○海洋開発における新分野への我が国企業の参入</p> <p>○海洋開発に用いられる構造物・設備のシェア拡大</p> <p>○新産業の育成による雇用拡大</p> <p>○エネルギーの安定供給</p>
	<p>比較</p> <p>本施策により海洋構造物市場における我が国シェアの拡大が見込まれ、我が国における海洋開発新市場の創出・雇用拡大が期待され、さらには将来の我が国EEZ開発にも活用されエネルギー安全保障の観点からも大きな効果が期待できる。</p>

代替案	概要	商社等海洋権益取得を行う上流事業者に支援を行う。
	費用	国費2,900百万円
	効果	我が国企業による海洋開発の権益確保に寄与
	比較	権益確保は可能かもしれないが、構造物の設計・調達・建造・設置・管理等を取り仕切る総合エンジニアリング等中流分野や海洋開発を行う船舶の建造等を行う下流分野については韓国、シンガポール、中国等に委託される可能性が高い。このため、我が国における海洋開発の中・下流分野への波及効果は期待できず、我が国の関連産業育成がなされない。
本案と代替案の比較		代替案では、我が国の機器メーカー等実際に工事を行う産業が育成されないため、将来のEEZ開発を自前で行う技術の確保が困難になる。また、資源外交及び資源ナショナリズムが進む中、海外資源国の生産量を向上させるために参入国が優れた資源開発能力を保有していることが権益確保において今後重要となってくるが、資源開発能力の基本となる技術を我が国が有していないければ海外資源の権益確保にも支障をきたすおそれがある。さらに、海洋開発関連市場が急成長している中、我が国はその需要の一部しか享受できない。一方、本案では上流から下流まで我が国主導の海洋開発体制を官民で構築することにより、エネルギーの安定供給が期待されるとともに海洋開発関連市場を新たに創出できる。
施策等の有効性		本施策の実施により我が国海洋産業が世界の海洋開発市場に参入することが可能になり、世界の海洋開発市場の成長を取り込むことにより、新市場の創設が期待される。また、これに伴って海洋開発技術の蓄積がなされ、我が国がEEZ開発を行うにあたっても、自前で開発を行える技術を保有することが期待される。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）の「グリーン成長戦略」における先導的中核プロジェクトに「海洋開発プロジェクト」が位置づけられている。 ○海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）において、エネルギー・鉱物資源については、生産技術の開発等が必要であるとされている。 ○平成33年度に事後検証シートにより事後検証を実施

【No. 23】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	広域的地域間共助推進事業の創設		
担当課	国土政策局広域地方政策課	担当課長名	課長 佐竹 洋一
施策等の概要	<p>大規模災害発生時における地域間の効果的な相互扶助の発揮や、人口減少下において限られた地域資源を有効に活用した多様な主体による地域づくりの実現等災害に強く持続可能な国土づくり等を推進するため、平時から地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助（「広域的地域間共助」）の形成を推進する事業を創設する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,600百万円、社会資本整備総合交付金の内数】</p>		
施策等の目的	<p>東日本大震災や、経済社会情勢の変化を踏まえ、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合うことにより、災害に強く持続可能な国土づくりを進めるとともに、地域資源を広域的に相互に有効活用すること等により、地域の自立・活性化等を推進することが必要とされている。このため、広域的に地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助（「広域的地域間共助」）の推進が求められているが、こうした取組みは、その効果が見えにくいなどの理由から、現在一部の先進的取組みにとどまっていることから、その支援を行い拡大・発展させることが重要である。</p> <p>本施策は、「広域的地域間共助」により、各地域・主体が支え合い、補完し合う地域の自立・活性化を推進することを目的とする。</p>		
政策目標	10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	一		
検証指標	地域間共助の取組主体数		
目標値	150主体以上		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>災害に強い国土・地域づくり等が喫緊の課題であり、各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助の推進が重要となっている。</p> <p>その実効性を高めるためには、防災協定の締結など災害時の準備だけでなく、平時からの交流・連携が有効であるが、現状では一部の先進的な取組みにとどまっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助が進まない理由として、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等の原因で</p>		

	<p>進んでいない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>災害に強く持続可能な国土づくり等を進めるためには、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助が必要であり、地域の中での主体の結び付け、ノウハウの共有等の環境整備が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>「広域的地域間共助」については、一部の先進的取組みにとどまっており、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等でなかなか進んでいない。このため、官民連携を含めた多様な主体による取組みについて、地域の中での主体の結び付け、ノウハウの共有等、協議会の立ち上げから、「広域的地域間共助基本計画」（仮称）の策定、事業実施まで一貫して支援することで、強力に推進する。</p> <p>また、現行制度における人流・物流による地域活性化については、社会資本整備総合交付金（広域連携）で引き続き支援を行いつつ、近年、地域のニーズが高い防災・環境分野を交付対象に拡充するとともに交付対象を政令市・市町村まで拡大等をすることで、一層の事業効果の発現を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <p>「人々の「絆」やコミュニティに支えられる地域の在り方、国土における都市と農山漁村、人と自然、適切な機能分担の在り方を踏まえつつ、世界的にも魅力のある「地方」づくりなど、中長期的な観点に立った国の「かたち」づくりを推進する。」と記載されている。</p> <p>○災害に強い国土づくりへの提言（平成23年7月26日国土審議会政策部会防災国土づくり委員会）</p> <p>「地方公共団体間だけではなく、多様な階層で地域間連携を図っていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組みが重要であり、その実効性を高めるには、防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」と記載されている。</p> <p>○復興への提言（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議）</p> <p>「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が、ともに重要である。」と記載されている。</p>
行政の関与	東日本大震災の経験等を踏まえ、防災・環境等の幅広い観点から、多様な主体が地域間で日頃から連携・交流する関係を構築することが重要であり、行政の関与が不可欠。
国の関与	広域的地域間共助の取組みの必要性に対する効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等の理由から、一部の先進的取組みにとどまっており、国として総合的に支援することが必要。

施策等の効率性		
本案	費用	【1,600百万円、社会資本整備総合交付金の内数（平成25年度予算要求額）】 協議会を設立しようとする、地域の中心となって活動する多様な主体等への専門家の派遣、協議会設立支援、計画策定のための各種調査、協議会が実施するソフト・実証事業補助、人流・物流による地域活性化及び防災・環境分野における地域間の連携を促進するための事業費
	効果	広域的な地域間共助の取組みを国として総合的に支援することにより、限られた地域の資源を有効に活用した地域間共助の取組みが特に必要とされる自治体において、他地域との連携・交流を高めることができる。
	比較	効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等のためになかなか進まない「広域的地域間共助」の立ち上げ段階を重点的に支援することで、継続的な地域資源の有効活用による地域の自立・活性化の効果が期待できる。
代替案	概要	人流・物流の活発化による広域的な地域活性化に向けた基盤整備を現行制度を活用して推進し、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と協働した「地域連携」の取組は地方の自主性により推進。
	費用	社会資本整備総合交付金の内数
	効果	広域的な地域間連携の重要性等は地方公共団体等でも理解されているが、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と協働した「地域間連携」は、その効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等により、課題が円滑に解決されるとは言い難い。
	比較	追加的費用はないが、効果は限定的。
本案と代替案の比較		地域間共助の取組みが特に必要とされる自治体において、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等により、他地域との連携・交流が促進されないことが懸念され、国からの支援がないことで波及効果が限られる。このため、本案にて、国による広域的な地域間共助の推進に対する総合的な支援により、効果的な取組みを推進することができる。
施策等の有効性		本政策の実施により、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う地域の持続的な発展・活性化が図られることから有効であるといえる。

その他特記 すべき事項	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、「地域間連携・共助のための制度づくり」が掲げられている。</p> <p>○災害に強い国土づくりへの提言（平成23年7月26日国土審議会政策部会防災国土づくり委員会） 「地方公共団体間だけではなく、多様な階層で地域間連携を図ていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組みが重要であり、その実効性を高めるには、防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」と記載されている。</p> <p>○復興への提言（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議） 「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が、ともに重要である。」と記載されている。</p> <p>○平成31年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
----------------	---

【No. 24】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	離島活性化交付金（仮称）の創設		
担当課	国土政策局離島振興課	担当課長名	課長 大野淳
施策等の概要	<p>離島における交流促進・定住促進のため、市町村等が実施する人材育成、情報提供、雇用・起業機会拡充、U I J ターン者用の短期間の住宅確保、交流事業、受け入れ体制づくり、災害時の自立的エネルギー確保のための再生エネルギー活用に係る調査及びその他減災対策等の取組に対する支援を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：800百万円】</p>		
施策等の目的	<p>我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島が抱える著しい人口減少や高齢化などの課題に対応しつつ、意欲ある地域が主体的に行う交流促進、定住促進のための新たな取り組み等の効果を促進させるための交付金を創設し、公共事業以外による離島地域の自立的発展をさらに促進することを目的とする。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 離島等の振興を図る		
業績指標	169-① 離島地域の総人口		
検証指標	—		
目標値	353千人以上		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>離島地域の総人口減少を抑制するため、交流人口の拡大促進や、定住促進のための情報発信等を行っているが、依然として人口の減少が続いている。（H17からH22：約9%減）</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>離島地域を有する自治体において、交流促進や定住促進のための取組みは現在も一部で行われてはいるものの、ノウハウ不足や自治体の厳しい財政事情（H22財政力指数：0.2）により、取組みが不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>自治体の取組みが不十分な現状で、定住促進や交流人口の拡大のためには、新たな支援制度の創設が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>意欲ある市町村等が、成果目標を設定した事業計画に基づいて主体的に行う離島地域の産業振興や雇用拡大、交流人口の拡大促進や、定住の促進のための情報発信</p>		

	強化、安全安心な定住条件の整備強化に資する離島地域活性化の取組を支援し、離島地域の自立的発展の促進を図る
社会的ニーズ	本年6月に成立し、平成25年度より施行される改正離島振興法（以下「法」と言う）第1条に「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り」と新たに規定されたところ。また、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」と記載されている。
行政の関与	定住促進、交流促進の取組みを、地理的・社会的条件が不利な離島地域において進めることは、民間事業者や個人の自助努力だけでは限界があり、また、安全安心向上のための取組みには、行政の関与が不可欠である。
国の関与	法第1条の2第1項に「離島の振興のための施策は、…地域間の交流の促進、…離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。」と、同条第2項に「国は、…離島の振興のため必要な施策を…実施する責務を有する。」と、第7条の3第2項に「国は、…離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、…交付金…の交付を行うことができる。」と新たに規定されたところ。また、地方公共団体もこれらの問題を重視しているものの、ノウハウ不足や財政難から、限定的な取組みしかできず効果が十分に得られていない。さらに、定住促進、交流促進の取組みの成功事例を他へ波及するためにも、国が支援し、関与すべきである。
施策等の効率性	
本案	費用 800百万円（平成25年度予算要求額） 離島における交流促進、定住促進のため、意欲ある市町村等が主体的に行う取組みに対する国の支援。
	効果 国の補助により、厳しい財政事情におかれている離島地域の自治体においても定住促進、交流促進のための取組みの実現が図られる。
	比較 国の補助により離島地域の市町村等による取組みが促進され、離島における交流促進・定住促進の実現に資する。
代替案	概要 国の補助なく市町村等が定住促進、交流促進の取組みを単独事業等として実施。
	費用 市町村等が単独事業等として実施するため、国費の支出はない。
	効果 市町村等の単独事業等としての取組の実現には限界があり、当該市町村等の財政事情によっては取組自体がなされず、またなされたとしても国庫補助がある場合と比してより厳しい予算制約がある中での取組の実施では、その効果は限定的であり、目的を達成することは困難である。加えて、厳しい財政事情の中での単独事業等としての取組の実施は、当該市町村等の財政をより一層圧迫することとなる。

	比較	国の補助がないため国費の支出はないが、地方単独事業等では、取組の実現性や効果の限定性等の点で、離島における交流促進・定住促進という目的を十分に達成することができない。
	本案と代替案の比較	本案は、離島における交流促進・定住促進という目的に資するための取組の実現性やその効果の点等で代替案よりも優れている。
	施策等の有効性	意欲ある市町村等が主体的に行う交流促進や定住促進に資する離島地域活性化の取組を支援するため、受入れ体制の整備に伴う雇用の増加、離島の魅力の発信が促進されることによる離島への定住・交流人口の増加により、離島地域の総人口減少を抑制する効果があり有効である。
	その他特記すべき事項	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） 『日本再生に向けた改革工程表』 （2）Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成～ 国土・地域活力戦略～ 「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」</p> <p>○平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）以降の政策チェックアップにより事後評価を実施。</p>

【No. 25】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設		
担当課	総合政策局技術政策課	担当課長名	課長 吉田 正彦
施策等の概要	<p>交通運輸分野に係る新たな技術開発推進制度を創設する。</p> <p>具体的には、国土交通省の政策目的に資する技術開発テーマを決定した上で、研究課題及び研究主体について、公募を行う。その後、各分野の技術専門家等の事前評価を実施し、実現可能性が見込める研究課題の採択・実施主体の決定を行い、実施主体に技術開発を委託する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：180百万円】</p>		
施策等の目的	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する技術開発を実施する。		
政策目標	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	41 技術研究開発を推進する		
業績指標	176 目標を達成した技術研究開発課題の割合		
検証指標	一		
目標値	80%		
目標年度	平成23年度以降毎年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>国民生活や経済活動の基盤である交通運輸分野は、これまで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の運輸分野における基礎的研究推進制度において基礎的研究を実施してきたところ、当該制度においては、運輸技術の底上げのため、画期的な技術革新をもたらす可能性を有する新技術を創出する独創的・革新的な研究を幅広く募集し、採択する事業を実施してきた。</p> <p>しかしながら、今後の基礎的研究は、より国土交通省の政策目的に資するものを実施することが求められている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の社会的ニーズへの対応が従前にも増して求められていることが原因である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>交通運輸分野に係る技術開発の結果が着実に社会的ニーズに対応するためには、技術開発テーマを明確に設定し、当該技術開発テーマが国土交通省の政策目的に資するよう適切な基礎的研究を実施する必要がある。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>① 国土交通省の政策課題を解決する技術開発テーマについて、研究開発成果が適時・適確に対応し、より効果的なものとなるよう、毎年、有識者で構成される交通政策審議会技術分科会等において選定する。</p> <p>② 選定した技術開発テーマごとに実施主体を公募し、各分野の技術専門家等の事前評価を実施したうえで、実現可能性が見込める主体の課題を採択し、資金の配分を行う。</p> <p>③ 研究成果の実現可能性を適切に見極めるため、研究実施に影響のない形で年度評価を実施し、研究管理を適切に行う。</p>
社会的ニーズ	国民生活や経済活動の基盤である交通運輸分野は、輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の社会的ニーズへの対応が求められており、国土交通省の基礎的研究においても、これら社会的ニーズへの対応に貢献することが必要不可欠である。
行政の関与	本施策が対象とする技術開発は、「開発に高いリスクを伴い、短期的には経済合理性を見出しにくいことから、行政が先導的に実施して民間における取組を活性化させなければならないもの」、「技術基準等の検討と並行して研究促進を行う必要のあるもの」又は「緊急性を要するもの」等であるため、行政の関与が必要である。
国の関与	本制度は、国土交通省の政策目標（輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等）に資するものを行うものであり、かつ、国の技術基準等の見直しを並行して検討するものであることから、国が実施する必要がある。

施策等の効率性			
本案	費用	180百万円（平成25年度予算要求額）	
	効果	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する。	
	比較	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する上に、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを効率的に実施できる。	
代替案	概要	外部の機関に資金を交付し、当該機関が公募制により研究開発主体への資金配分を行う。	
	費用	仮に本案と同額とする。	
	効果	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資するものの、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となる。	

	比較	本案と同様、費用対効果の高い施策とすることが可能であるものの、例えば、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となる。
	本案と代替案の比較	本案も代替案も、交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資するが、代替案は、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となるため、本案の方が優れているといえる。
	施策等の有効性	本施策は、輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の国土交通省の政策目標の達成に大きく資するものであるため、十分な有効性を有する。
	その他特記すべき事項	平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により、事後評価を実施。

【No. 26】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海外における鉄道新線建設調査事業の創設		
担当課	鉄道局国際課	担当課長名	課長 日笠 弥三郎
施策等の概要	<p>事業性の熟していない新規海外鉄道プロジェクトの構想段階において、国内の新幹線整備等の経験を有する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄運機構」という。）の技術・ノウハウを活用することにより相手国での案件の組成に資するため、鉄道建設に係る基本計画の策定支援、相手国の策定した計画のレビュー、建設工事施工の実施基準の策定支援等に必要な調査を行う事業の創設（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	新規の海外鉄道プロジェクトについて、我が国の鉄道技術を有する企業等の受注に寄与することを通じ、我が国鉄道技術の継承・発展及び鉄道関連産業の国際競争力の向上と成長を図り、我が国の成長の牽引力としていく。		
政策目標	12 國際協力、連携等の推進		
施策目標	43 國際協力、連携等を推進する		
業績指標	178 國際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
検証指標	-		
目標値	131件		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>海外における高速鉄道プロジェクトのように大型の案件は参入の機会が限られるため、戦略的にその機会をとらえて我が国の技術の導入を図る必要がある。このため、プロジェクトの構想段階から新幹線方式等の我が国の技術・システムの導入を図ることが必要であるが、このような段階における働き掛けは十分にできていない状況にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>プロジェクトの構想段階における働きかけは、対象国の政策立案に対するアドバイスとなるため、公共的性格の強い業務であり、事業性に乏しい。このため、対価等を受け取って業務を請け負っているコンサルティング企業等が参画することが難しい。また、国際協力ベースでの政府間の働きかけのみでは、相手国の実情とニーズに応じた専門的・実務的なきめ細かな対応を十分に行えない。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>事業計画策定等の鉄道プロジェクトの構想段階での経験を有する主体に対し、相手国に対する支援施策への参画を促すことが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的な内容</p> <p>事業計画策定等を含む国内の新幹線整備等の経験を有する鉄道機関による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設に係る基本計画の策定支援 ・相手国の策定した計画のレビュー ・建設基準の策定支援等に必要な調査 <p>の実施を支援する。</p>
社会的ニーズ	政府の新成長戦略（平成22年6月18日）をはじめとする国家戦略において、パッケージ型インフラ海外展開の支援の必要が挙げられているほか、世界的な潮流としても、省エネ性、環境性に優れた輸送モードである鉄道の整備について、関心が高まっているところ。
行政の関与	事業性の熟していない新規海外鉄道プロジェクトの構想段階においては、コンサルティング企業等の民間事業者の参画が期待できない。しかしながら、案件の組成が成立した場合には、事業規模が大きく、国際協力・連携等に与えるインパクトも非常に大きいものとなるため、構想段階から行政の関与が必要である。
国の関与	新興経済国等においては、官民連携を活用した鉄道プロジェクトを国家プロジェクトとして位置付け、中央政府の主導により積極的に取り組んでいるところ。案件が成立した際には、我が国も国が中心となって対象国中央政府との連携・調整等を行うこととなるため、構想段階から継続して国が関与していくことが必要である。

施策等の効率性	本施策により、プロジェクトの構想段階におけるきめ細かな対応が実施され、対象国において制度整備から技術の導入まで一貫したオールジャパンでの支援が可能となり、効率的・効果的なプロジェクトの展開が可能となる。	
本案	費用	30百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	海外において、我が国の優れた技術の導入による鉄道の整備及び我が国の民間企業の海外展開が促進される効果が見込まれる。
	比較	本施策により、鉄道機関の有する国内の新幹線整備の知見を活用しつつ相手国の実情に応じたきめ細かな対応が可能となり、我が国企業の効率的・効果的な海外展開につながるとともに、対象国の経済社会の発展、環境負荷の低減への貢献につながり、その効果は極めて大きい。
代替案	概要	国が本施策を実施せず、民間事業者の企業努力に委ねる。
	費用	なし（国費が発生しない）。

	効果	プロジェクトの構想段階における関与が行われず、民間企業による海外展開が限定的なものにとどまる。
	比較	国費は抑制できるが、プロジェクト構想段階における業務は、公共的性格の強いものであり、事業性に乏しいことから、対価等を受け取って業務を請け負っているコンサルティング企業等の民間事業者による働きかけは困難である。
	本案と代替案の比較	鉄道プロジェクトは案件実施段階には数兆円～数千億円の規模に及ぶこともあり、川下段階になるに従い受注に向けた働きかけにより多額の費用を要することを考慮すると、本案のようにプロジェクトの構想段階からきめ細かな支援を行うことが施策等の目的を達成する手段として効率的かつ効果的である。
	施策等の有効性	本施策等の実施により、これまで欠けていた条件である、国内の新幹線整備等の経験を有する鉄運機構によるよりきめ細かな支援が具備されることから、新幹線方式等の我が国の技術・システムを前提とした案件の組成が図られ、我が国の優れた技術が対象国に導入されることにより、国際協力・連携に寄与するという効果が予測される。
	その他特記すべき事項	<p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）では、アジア太平洋経済戦略の重点施策として「パッケージ型インフラ海外展開支援」が位置づけられており、「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」（平成24年6月27日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）に基づき、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化を行っている。</p> <p>なお、本戦略では、2020年までに市場規模19.7兆円を達成することを目標としている。</p> <p>「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」では、「川上から川下まで」の受注に向けた体制の強化・プレイヤーの競争力強化の項において、公的部門のノウハウ等の活用に取り組むことになっており、国内で蓄積した知見や独自のノウハウを有する公的機関（鉄道・運輸機構、下水道事業団、水資源機構等）を、全体計画策定、施工管理、技術支援、研修受託、技術評価などの分野で民間企業のインフラ海外展開を支援するため積極的に活用することとしている。</p> <p>「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日国土交通省発表）では、主要施策の一つとして「我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献」が位置づけられており、管理運営も含めた「川上から川下まで」の受注に向けた体制を強化することが求められている。そのため、企画から施工、管理・運営までのノウハウ等を有する我が国の公的機関（鉄道・運輸機構、下水道事業団、水資源機構等）による民間企業の海外展開支援、技術的評価等を積極的に実施するため、制度改革を含めて検討することとしている。</p> <p>平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>